

つと、つと、
実現する
ふくしま

福島県土木部都市計画課

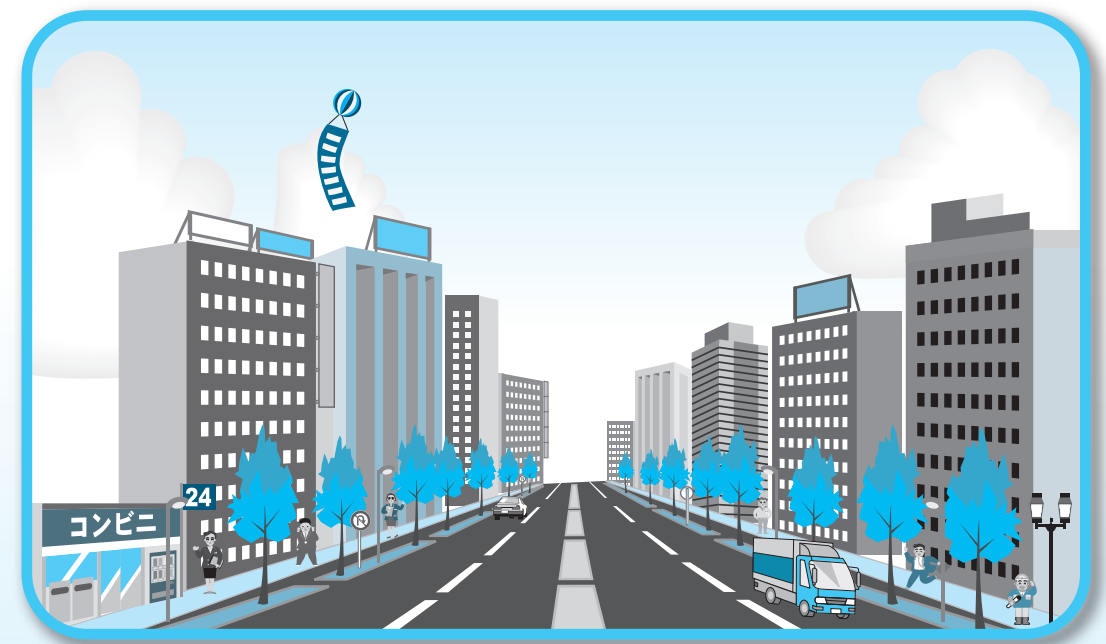
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
TEL 024-521-7508 FAX 024-521-7956

2021.3



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

屋外広告物の手引き



福島県

目 次

1	福島県屋外広告物条例	1
2	屋外広告物とは	2
3	規制制度の概要	4
4	普通規制地域等の許可基準	11
5	許可の手続き	17
6	表示者等の義務、違反に対する措置等	19
7	屋外広告業者	24
8	景観整備地区、審議会	27
9	屋外広告物許可申請等手数料	27
10	屋外広告業者登録書類の提出先	28
11	市町村屋外広告物担当課一覧	29
	(参考) 福島県屋外広告物条例	30
	福島県屋外広告物条例施行規則	45
	福島県屋外広告業者登録様式	68

1 福島県屋外広告物条例

(1) 福島県屋外広告物条例の目的（条例第1条）

良好な景観の形成

風 致 の 維 持

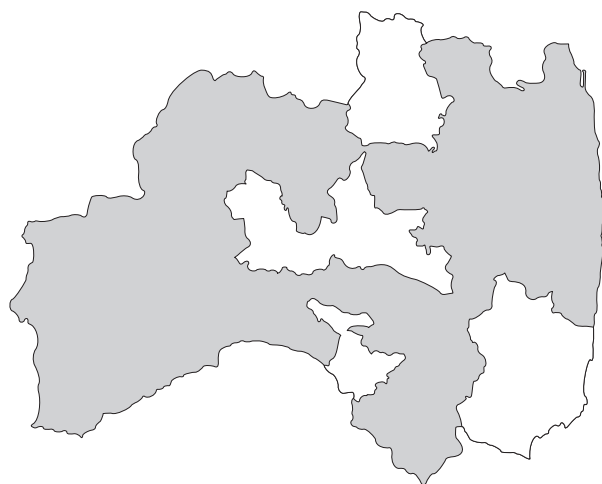
公衆に対する危害の防止

私たちの住む街や郊外の道路沿線などには、ポスターや立看板、広告板や広告塔など大小を問わずさまざまな屋外広告物が表示されています。

屋外広告物は、私たちの生活に必要な情報を提供する重要な情報源であるとともに、街に賑わいや活気をもたらすものでもあります。無秩序に多数表示されると、情報が的確に伝わらなかったり、街の美観や本県が有する美しい自然景観を損なうことにもなってしまいます。また、適切な維持管理がなされないと、落下や倒壊あるいは道路通行上の支障となり、人々に危害を与えることも考えられます。

このため、福島県では、屋外広告物法に基づき、「良好な景観形成」及び「風致の維持」並びに「公衆に対する危害の防止」の観点から、福島県屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の表示又は設置に関するルールを定めています。

(2) 条例の適用範囲



福島県内の全市町村

（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市及び白河市を除く）

福島県屋外広告物条例は、中核市である福島市、郡山市及びいわき市、景観行政団体が独自条例を定めた会津若松市及び白河市を除く福島県内の全市町村の区域に適用されます。福島市、会津若松市、郡山市、いわき市及び白河市については、それぞれ独自の条例を制定し、規制を行っています。

2 屋外広告物とは

(1) 屋外広告物とは（屋外広告物法第2条第1項、条例第2条第1項）

屋外広告物とは、常時又は一定の期間、継続して、屋外で、公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札、並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの、これらに類するものをいいます。

商業広告だけでなく、営利を目的としないものや自己用のものも屋外広告物に当たります。また、文字や商標、マークだけでなくイメージを伝えるデザイン等も屋外広告物に当たります。

定 着 性
継 続 性

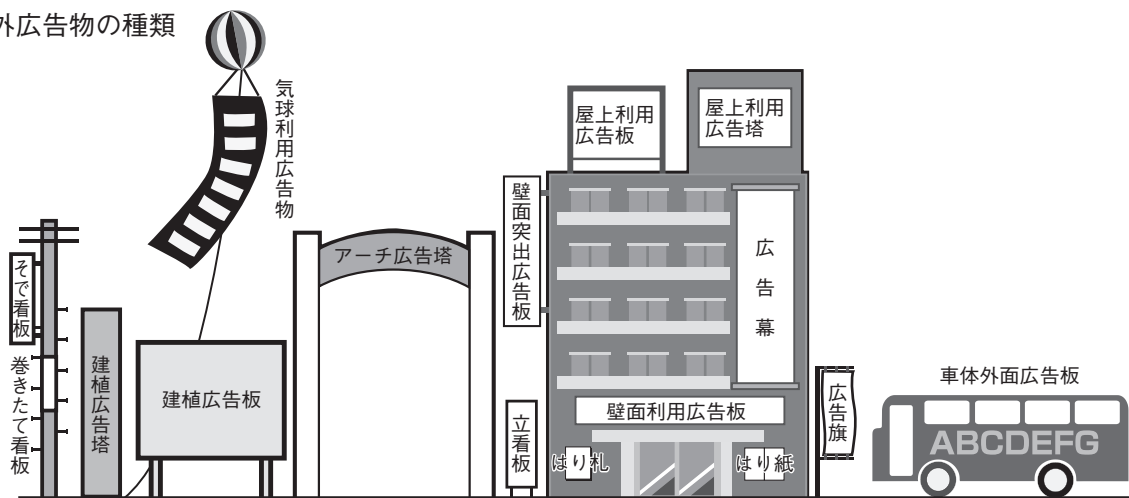
屋 外 表 示

公 衆 表 示

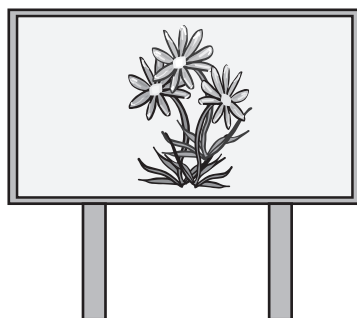
(屋外広告物とはならないものの例)

- ・ 街頭で配布されるビラやチラシ
- ・ 建物のガラス面の内側から外に向けて表示される広告物
- ・ 駅の改札口の内側に表示してある広告物

屋外広告物の種類



電光表示広告物等



映像が表示されるもの



文字情報が表示されるもの

(2) 屋外広告物の種類

① 形態による分類

形 態	種 類	定 義 ・ 内 容
簡 易 広 告 物	は り 紙	ポスター又はちらしの類で、主として紙製のもので、建物、掲示板等にはり付けて表示するもの
	は り 札 等	ベニヤ板等に広告物を貼り、工作物等に取り付けて表示するもの、又はこれに類するもの
	立 看 板 等	木枠に紙張り等をして工作物に立て掛けて表示するもの、又はこれに類するもの
	広 告 幕	布等の幕状のもので、建物等に固定して表示するもの
	広 告 旗	容易に移動させることができる状態で立て、又は容易に取り外すことができる状態で取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む）
特 殊 広 告 物	気球利用広告物	気球を利用して表示するもの
固 定 広 告 物 等	電柱等利用 広 告 物	巻きたて看板 電柱等を利用して、巻き付けて表示するもの
		そ で 看 板 電柱等を利用して、添架して表示するもの
	広 告 板	建 植 広 告 板 支柱を土地に定着させて設置するもの
		壁面利用広告板 建物の外壁面を利用して設置、又は外壁面に表示するもの
		壁面突出広告板 建物の外壁面から突き出して設置するもので、当該壁面から垂直方向に向けた表示面がないもの
		屋上利用広告板 建物の屋上を利用して設置するもの
		アーケード利用広告板 アーケードを利用して設置するもの
		車体外面広告板 自動車又は電車の外面を利用して設置し、又は外面に表示するもの
	広 告 塔	建 植 広 告 塔 支柱を土地に定着させて設置するもの
		屋上利用広告塔 建物の屋上を利用して設置するもの
	ア ー チ 広 告 塔 道路を横断して建植するもの	

※電氣的に発光することにより常時表示の内容を変化させることができる装置（電光表示装置）を有する広告物等については、「電光表示広告物等」として、上記の分類の中でさらに面積や高さ等の基準を設定しています。

② 設置主体・用途及び目的による分類

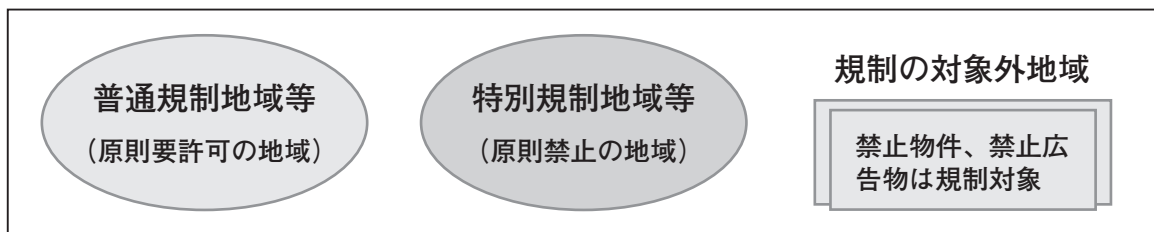
設置主体・用途・目的	定 義 ・ 内 容
公 共 広 告	法令の規定により表示する広告物 国・地方公共団体が公共的目的により設置する広告物 公職選挙法による選挙運動のためのポスター、立て札等
自 己 用 広 告	自己の氏名・名称・店名若しくは商標・事業若しくは営業内容を、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物
管 理 用 広 告	自己の管理する土地や物件の管理上の必要に基づき設置する広告物
公 共 目 的 用 広 告	道標、案内図等公共又は公衆の利便に供することを目的とした広告物
一 時 広 告	冠婚葬祭又は祭礼等のため、慣習上一時的に表示する広告物 講演会等の催物のため、会場の敷地内に表示する広告物
非 営 利 広 告	政治活動、社会教育活動等営利を目的としない活動のための広告物
共 同 広 告	指定する地域内に5名以上の広告主が管理主体を定めて共同で表示する広告物
そ の 他 一 般 広 告 物	上記以外の広告物

3 規制制度の概要

(1) 規制の概要

① 地域等の指定及び禁止物件、禁止広告物

- ア 地域等の指定 特別規制地域等（原則として広告物の表示が禁止される地域等）
普通規制地域等（原則として広告物の表示に許可が必要な地域等）
- イ 禁止物件 原則として広告物の表示が禁止されている工作物等（県内全域）
- ウ 禁止広告物 原則として設置、表示が禁止されている広告物（県内全域）



② 規制基準

－ 規制の3本柱 －



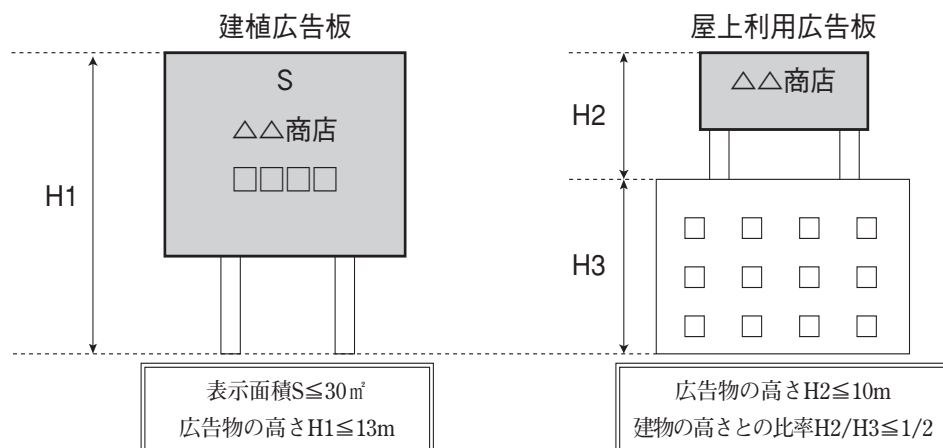
ア 表示面積の規制

広告物の設置主体、用途、目的、形態、種類に応じて、広告物の表示面積の上限を定めています。

イ 高さの規制

広告物の形態、種類に応じて、広告物の高さに関する基準を定めています。高さに関する基準は、地上からの高さの外に、建物の高さと広告物の高さとの比率による制限もあります。

第一種普通規制地域等の規制基準例



ウ 色彩の規制

色の鮮やかさを示す数値である彩度について、日本工業規格によるマンセル値の基準に基づき、広告物の表示面積の2分の1以上を占める彩度を規制しています。

(1) 第一種特別規制地域等の基準

彩度 8 以下

自然景観との調和を考慮した基準とするため、自然界にはほとんど存在しない彩度8を超える色彩の使用を制限しています。

※ 初夏の青田：彩度6 針葉樹林：彩度6

(2) 第二種特別規制地域等及び普通規制地域等の基準

彩度 12 以下

重要な情報を伝える道路標識、安全標識等との対比から、当該広告物の伝達機能を阻害する恐れのある彩度12を超える色彩の使用を制限しています。

※ 警戒標識の黄色：彩度14 道路標識の赤：彩度14



左図において、文字（ふくしま）の色、「F」の色、「★」の色、「地」の色と4色ある場合、文字と「F」と「★」の色が基準を超える彩度であったとしても基準に合致する。
(一面の表示面積の1/2を超えていない)

(2) 安全管理 (条例第14条、第14条の2、第14条の3、規則第12条の2、第12条の3、第12条の4、第12条の5)

北海道札幌市で飲食店ビルの突出看板が落下し、通行者が負傷した事故を受け、国では、適切な安全点検等の実施を明確化し、屋外広告物の安全性の確保を徹底するため、「屋外広告物条例ガイドライン」等を改正しました。

福島県では、これら国の動き等を踏まえ、屋外広告物の維持管理等の適正化を図り、県民の安全・安心につなげていくために、令和2年12月に、福島県屋外広告物条例及び同施行規則の一部を改正し、はり紙、はり札等の簡易広告物等（※1）を除き、全ての屋外広告物に管理者の設置及び点検を義務付けました（※2）。さらに、条例による許可を受けた屋外広告物のうち、地上から当該屋外広告物の上端までの距離が4メートルを超えるものの管理者及び点検を行う者を、屋外広告士等（※3）に限ることとしました（※4）。

※1 簡易広告物等 はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕、気球利用広告物、自動車又は電車に表示する広告物、建物の外壁面に表示する広告物、法令の規定による広告物等、選挙運動のために使用する広告物等、公益上必要な施設等に寄贈者名等を表示する広告物等及び国又は地方公共団体が公共的目的を持って表示する広告物等

※2 この改正は、令和3年7月1日から適用されます。なお、条例による許可を受けた屋外広告物について、期間の更新の許可を受けようとする場合には、この点検の結果を提出しなければなりません。

※3 屋外広告士等 屋外広告士、1級建築士若しくは2級建築士、広告美術仕上げ技能士、職業訓練指導員若しくは職業訓練修了者（広告美術科にかかるもの）、知事が認める団体（一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益財団法人日本サイン協会）が公益目的事業として実施する広告

物等の点検に関する技能講習を修了した者又はその他知事が適当と認める者

※4 この改正は、令和4年7月1日から適用されます。

(3) 特別規制地域等（条例第3条、規則第1条の2第1項、第2条）

自然公園の特別地域や福島県景観条例の景観形成重点地域など特に良好な景観形成や風致を維持する
必要が高い地域、あるいは学校、都市公園など屋外広告物を出すことが好ましくない所など、原則とし
て、屋外広告物の表示、又は広告物を掲出する物件の設置が禁止されている地域及び場所です。

特別規制地域等については、良好な景観形成や風致の維持のため、より一層の保全措置をとる必要が
ある「第一種特別規制地域等」と、産業活動との調和にも配慮する「第二種特別規制地域等」の2つの
地域に区分されています。

「第一種特別規制地域等」と「第二種特別規制地域等」の区分

区 分	具 体 的 地 域
第一種特別規制地域等	第一種低層住居専用地域、風致地区
	重要文化財である建造物、天然記念物等の敷地
	風致保安林、自然及び緑地環境保全地域
	国立・県立自然公園の特別地域（都市計画区域外）
	磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域
	半田沼（桑折町）の周囲300メートル以内
第二種特別規制地域等	第二種低層住居専用地域
	重要文化財である建造物、天然記念物の周囲300メートル以内
	国立・県立自然公園の特別地域（都市計画区域内）
	都市公園の区域
	高速自動車道路及びその両側500メートルの区域 ※
	指定道路及び鉄道（都市計画区域外）の両側の指定区域※
	官公署、学校、病院等の公用・公共用建造物の敷地
	古墳、墓地、神社等の敷地

※道路及び鉄道から展望できない地域及び家屋連たん地区（隣接する家屋の敷地の間の距離がそれぞれ50メートル以下で30戸以上の家屋が連たんする地域）は除く

原則、屋外広告物の表示が禁止される地域・場所

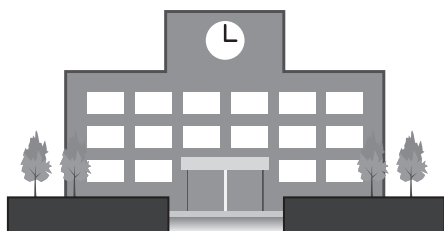
都市公園



高速道路



公用・公共用施設



景観形成重点地域



（４）普通規制地域等（条例第5条、規則第1条の2第2項、第4条）

特別規制地域等以外の主要幹線道路の沿道地域や市街地など、屋外広告物が多数表示される地域又は場所で、屋外広告物を表示又は広告物を掲出する物件を設置するには、原則として市町村長の許可が必要となる地域です。

良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から広告物の許可の基準が定められています。

また、周辺景観との調和及び安全性の確保を図る第一種普通規制地域等と、街の賑わいを演出する第二種普通規制地域等に区分しています。

「第一種普通規制地域等」と「第二種普通規制地域等」の区分

区 分	具 体 的 地 域
第一種普通規制地域等	都市計画法の都市計画区域 (第一種・第二種低層住居専用地域及び商業地域・近隣商業地域を除く)
	指定道路及びその両側1,000mの区域 ※
	鉄道全線及びその両側1,000mの区域 ※
	河沼郡柳津町大字柳津地内
第二種普通規制地域等	都市計画法の商業地域・近隣商業地域

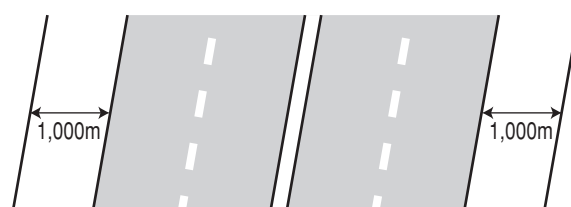
※道路及び鉄道から展望できない地域は除く

屋外広告物の表示に許可が必要な地域・場所

都市計画区域



指定道路



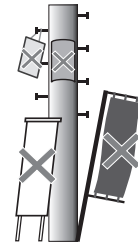
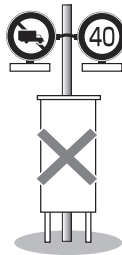
(5) 禁止物件 (条例第4条)

良好な景観形成と風致の維持のため、その物件が持っている本来の機能や効能を阻害することなどがないように、原則として広告物の表示を禁止する工作物等です。

この表示の制限は、特別規制地域等、普通規制地域等の指定地域には関わりなく、県内にある全ての禁止物件について適用されます。

禁 止 の 内 容	禁 止 の 物 件
全ての広告物の表示禁止 (5㎡以下の管理用広告物(電光表示装置を有しないもの)は表示可能)	橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯、街路樹、路傍樹、交通信号機、道路標識、防護さく、駒止め、防雪防砂施設、パーキングメーター、消火栓、火災報知器、火の見やぐら、郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔、銅像、神仏像、記念碑、景観重要建造物、景観重要樹木、視線誘導標、カーブミラー
5㎡以内の自己用広告物 (電光表示装置を有しないもの)は表示可能	石垣、擁壁
15㎡以内の自己用広告物 (電光表示装置を有しないもの)は表示可能 (第一種特別規制地域内は、5㎡以内)	送電塔、送受信塔、照明塔、風力発電施設 煙突、ガスタンク、水道タンク、その他のタンク
はり紙、はり札、広告旗、立看板等の掲出禁止	電力柱、電信電話柱、街路灯、アーケード柱

※彩度の制限があります。



(6) 禁止広告物 (条例第9条)

破損していたり、倒壊又は落下のおそれがある広告物や、交通信号機や道路標識の効用を妨げたり道路の安全を阻害するおそれのある広告物など、いかなる場合でも掲出、表示してはならない広告物です。

この掲出、表示の制限は、特別規制地域等、普通規制地域等の指定地域には関わりなく、県内にある全ての広告物について適用されます。

- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- ④ 交通信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- ⑥ 地色に蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用しているもの

(7) 経過措置 (条例第8条)

新たに規制地域や規制物件に指定されることなどにより、それまで適法に表示されていた広告物が表示できなくなり、広告物の変更が必要となる場合があります。その場合、地域や物件の指定があった日から3年間は、従前の広告物のまま表示することができます。3年以内に広告物の撤去や変更を行うことが必要となります。

(8) 適用除外制度 (条例第6条～7条)

屋外広告物の範囲は非常に広く、一般家庭の表札や日常的な慣習や祭礼のための広告物も含まれることから、これらをすべて一律に規制すると社会生活に支障を来すことも考えられます。

そこで、目的や用途などに応じて、必要な最小限度の大きさや色彩に関する基準を定め、「許可を受けないで表示できるもの」及び「原則として禁止であるが許可を受けて表示できるもの」を設けています。

I 許可を受けずに表示できるもの (条例第6条第1項～3項、第6項)

① 禁止物件、特別規制地域等、普通規制地域等に許可を受けずに表示できるもの

- ア 法令により表示する広告物 (道路標識等)
- イ 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立て札等
- ウ 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物 (面積等の基準有)
- エ 国又は地方公共団体が公共目的を持って表示する広告物 (一部届出制)

② 特別規制地域等、普通規制地域等に許可を受けずに表示できるもの

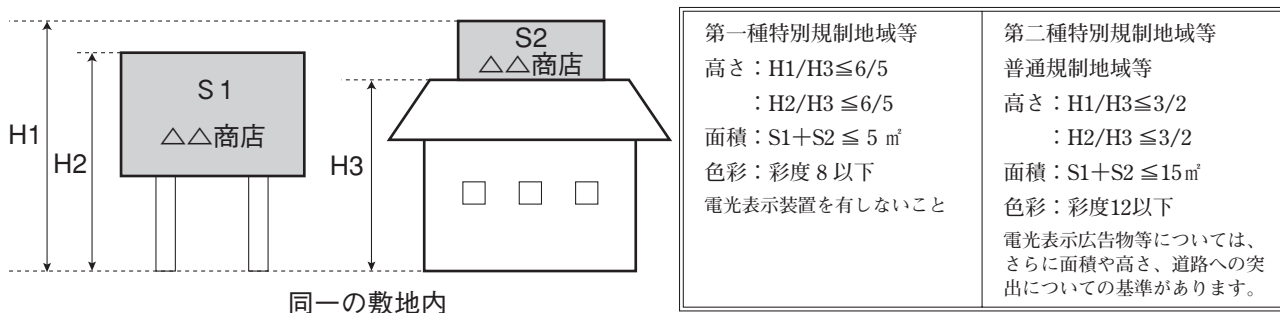
- ※P.10のIに示す表示面積や高さ、色彩に関する基準に適合する次の広告物
- ア 自己用広告 イ 管理用広告 ウ 公共目的用広告 (道標、案内図板等)
 - エ 人・動物・船舶等広告 オ 一時広告 (冠婚葬祭、祭礼等広告、催物広告)
 - カ 自動車・電車広告 (自己用) キ 他の都道府県等の自動車・電車広告

③ 普通規制地域等に許可を受けずに表示できるもの

- ア 非営利広告 (政治活動、労働活動等広告物で表示期間15日を超えないもの)

※明示すべき内容や面積に関する基準があります。

自己用広告物の適用除外基準 (許可を得ないで表示できる広告物)



自動車・電車広告の適用除外基準 (許可を得ないで表示できる広告物)



他の都道府県等の登録車両の広告物	
県内の登録車両	表示面積が5㎡以下又は自己用の広告物で蛍光・発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないもの

II 原則として禁止であるが許可を受けて表示できるもの (条例第6条第4項、条例第7条)

① 特別規制地域等に許可を受けて表示できるもの

- ※P.10のIIに示す表示面積や高さ、色彩に関する基準に適合する次の広告物
- ア 自己用広告 イ 公共目的用広告 ウ 自動車・電車広告
 - エ 共同広告 オ 電柱利用広告 カ 案内広告

[適用除外制度基準一覧]

I 許可を受けずに表示できるもの

記 号	広告物の区分		基 準	第一種特別規制地域等	第二種特別規制地域等	普通規制地域等
①ーア	法令による広告			表 示 可 能		
①ーイ	選挙運動用広告			表 示 可 能		
①ーウ	公益施設寄贈者名広告		表示事項 表示面積	寄贈者の氏名等、寄贈年月日、目的等 当該施設等の外郭線内の面積の1/20以内かつ0.5㎡以下		
①ーエ	公共広告			表 示 可 能 (5㎡（庁舎に表示する場合は50㎡）を超える場合は届出必要)		
②ーオ	一時広告（冠婚葬祭等） （催物）			表 示 可 能		
②ーカ ②ーキ	移動広告（人、動物等） （他県の自動車等）			表 示 可 能		
②ーア	自己用広告		表示面積	総量が 5 ㎡以下	総量が15㎡以下 （電光表示装置については、その内7.5㎡以下）	
			高 さ	敷地内の建物の高さの6/5以内	敷地内の建物の高さの3/2以内 （電光表示装置の上端の高さが敷地内の建物の高さ以下）	
			色 彩	彩度 8 以内	彩度12以内	
			そ の 他	電光表示装置を有しないこと	電光表示広告物等は、道路上に突出しないもの	
②ーイ	管理用広告		表示事項	管理者の氏名等、連絡先又は管理のための注意事項		
			表示面積	5 ㎡以下		
			色 彩	彩度 8 以内	彩度12以内	
			そ の 他	電光表示装置を有しないこと	電光表示装置を有しないこと	
②ーウ	公共目的 用広告	（道 標）	表示面積	1 面が 1 ㎡以下	1 面が 1 ㎡以下	
			色 彩	彩度 8 以内	彩度12以内	
		（案内図板等）	表示面積	1 面が 2 ㎡以下	1 面が 2 ㎡以下	
			色 彩	彩度 8 以内	彩度12以内	
②ーエ	自動車・電車広告		自 己 用	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しない		
			自 己 用 以 外	表示面積の合計が 5 ㎡以下		
				蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しない		
③ーア	非営利広告 （表示期間が15日以内）		表示事項 表示面積	×	×	期間、氏名、住所 はり紙・はり札 1 ㎡以下 立看板 1 ㎡以下

II 原則として禁止であるが許可を受けて表示できるもの

記 号		広告物の区分	基 準	第一種特別規制地域等	第二種特別規制地域等
①ーア	自己用広告物		表示面積	総量が 5 ㎡を超え15㎡以下	総量が15㎡を超え30㎡以下 (電光表示装置については、その内15㎡以下)
			高 さ	敷地内の建物の高さの6/5以内	敷地内の建物の高さの3/2以内 (電光表示装置の上端の高さが敷地内の建物の高さ以下)
			色 彩	彩度 8 以内	彩度12以内
			そ の 他	電光表示装置を有しないこと	電光表示広告物等は、道路上に突出しないもの
①ーイ	公共目的 用広告	(道 標)	表示面積	1 面が 2 ㎡以下	1 面が 2 ㎡以下
			色 彩	彩度 8 以内	彩度12以内
		(案内図板等)	表示面積	1 面が 5 ㎡以下	1 面が 5 ㎡以下
			色 彩	彩度 8 以内	彩度12以内
①ーウ	自動車・電車広告（県内の登録車両）		自己用以外	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しない	
①ーエ	共同広告 (指定する地域内)		人 数	5 人以上	5 人以上
			表示面積	1 面12㎡以下 1 人 2 ㎡以下	1 面30㎡以下 1 人 5 ㎡以下
			地 上 高	6 ㎡以下	13㎡以下
			色 彩	彩度 8 以内	彩度12以内
①ーオ	電柱利用広告物 (巻きたて看板、そで看板)		そ の 他	電光表示装置を有しないこと	電光表示装置を有しないこと
			地 域	×	指定道路及び道路の沿線
			表示基準		普通規制地域等の許可基準（黒色光沢不可）
①ーカ	案内広告（指定道路沿線） (営業所等が指定道路に面してい ない場合)		個 数	×	入口から50m以内に 各 2 個以内
			面 積		150m～250m以内に 各 4 ㎡以下
			面積距離		広告物相互間距離 2 m以上
			色 彩		彩度12以内光沢黒不可
		そ の 他		電光表示装置を有しないこと	

4 普通規制地域等の許可基準

普通規制地域等に広告物を表示する場合には、適用除外に該当するもの以外は、市町村長の許可を受けなければなりません。(条例第5条、条例第10条～12条)

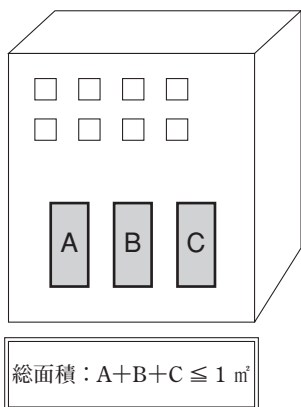
なお、許可期間は、固定広告物等については3年以内、立看板については3月以内、その他の簡易広告物及び特殊広告物(気球利用広告物)については、1月以内としています。(規則第8条別表4)

(1) 普通規制地域等の許可基準例

普通規制地域等で比較的申請件数の多い広告物の基準の例を示します。

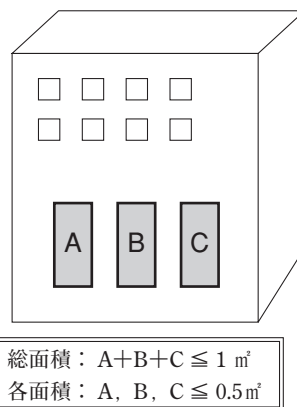
詳細については、(2) 普通規制地域等の許可基準及び許可の期間を参照してください。

1. はり紙※



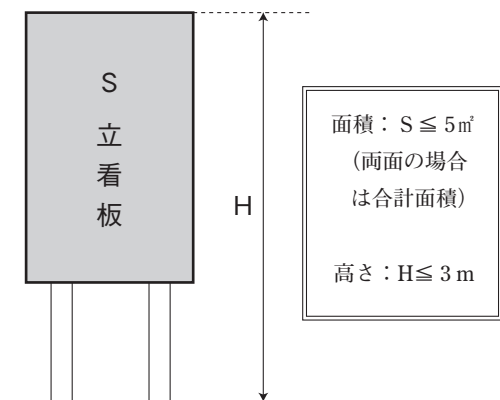
※ポスター又はちらしの類を、建物、掲示板等にはり付けて表示するもの

2. はり札等※

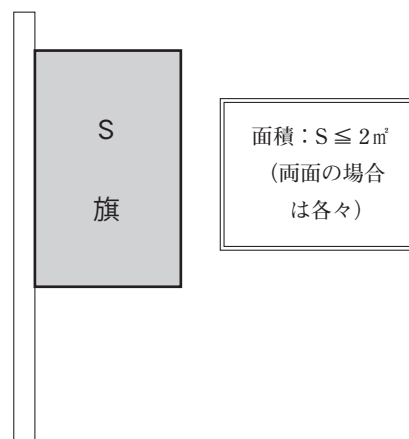


※ベニヤ板、プラスチック板等に広告物をはり、容易に取りはずせる状態で建物等に取り付けて表示するもの

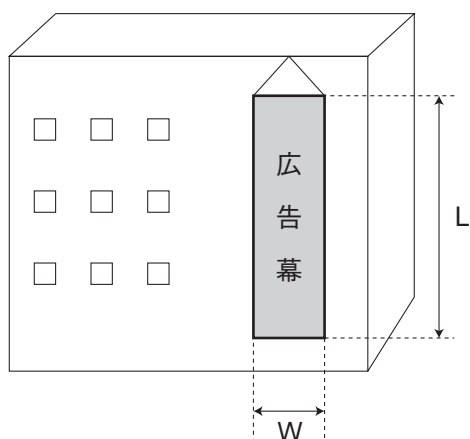
3. 立看板等



4. 広告旗

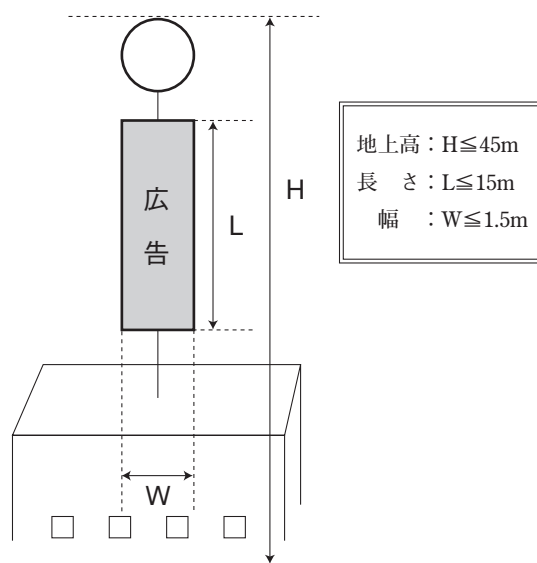


5. 広告幕



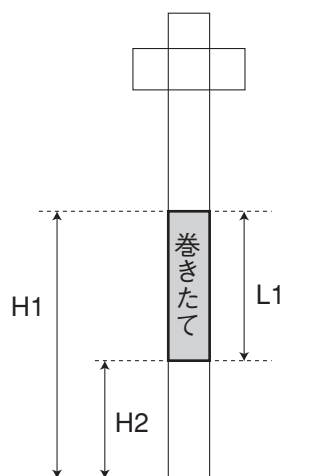
長さ： $L \leq 20\text{m}$ 幅： $W \leq 1.8\text{m}$

6. 気球利用広告物



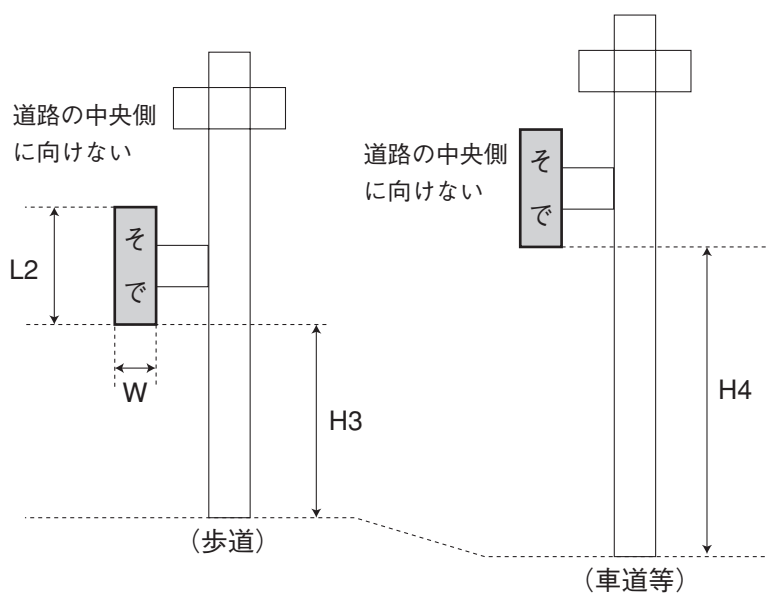
7. 電柱等利用広告物

巻きたて看板



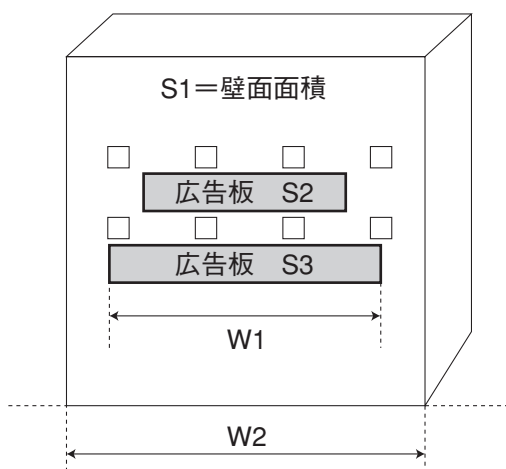
地上高： $H1 \leq 4.5\text{m}$
下端高： $H2 \geq 1.2\text{m}$
長さ： $L1 \leq 1.8\text{m}$
彩度12以下

そで看板



長さ： $L2 \leq 1.2\text{m}$ 幅： $W \leq 0.5\text{m}$
下端高： $H3 \geq 2.5\text{m}$ (歩道上)
下端高： $H4 \geq 4.5\text{m}$ (車道上) 彩度12以下

8. 壁面利用広告板



第一種普通規制地域等

総面積： $S2 + S3 \leq 50 \text{ m}^2$

(内電光表示装置25 m^2 以下)

面積割合： $S2 + S3 \leq S1 \times 1/2$

幅： $W1 \leq W2$ 彩度12以下

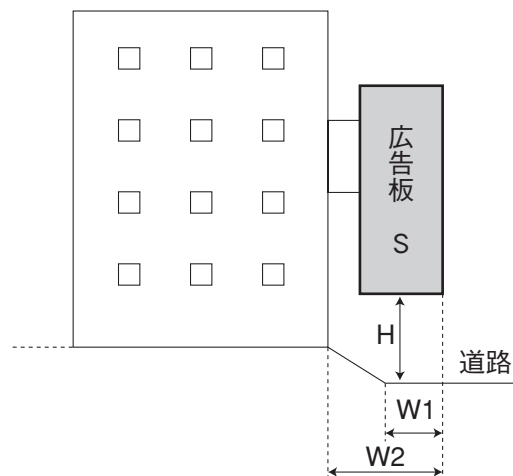
第二種普通規制地域等

電光表示装置の総面積：50 m^2 以下

電光表示装置の面積割合： $S2 + S3 \leq S1 \times 1/2$

幅： $W1 \leq W2$ 彩度12以下

9. 壁面突出広告板



第一種普通規制地域等

表示面積： $S \leq 50 \text{ m}^2$ (内電光表示装置25 m^2 以下)

下端高： $H \geq 4.5 \text{ m}$ (車道上)、 $H \geq 2.5 \text{ m}$ (歩道上)

道路突出幅： $W1 \leq 0.5 \text{ m}$ (車道上)、 $W1 \leq 1.0 \text{ m}$ (歩道上)

電光表示広告物等は、道路に突出しない

壁面突出幅： $W2 \leq 2.0 \text{ m}$ 彩度12以下

電光表示装置の上端までの高さが壁面の高さを超えない

第二種普通規制地域等

電光表示装置の表示面積：50 m^2 以下

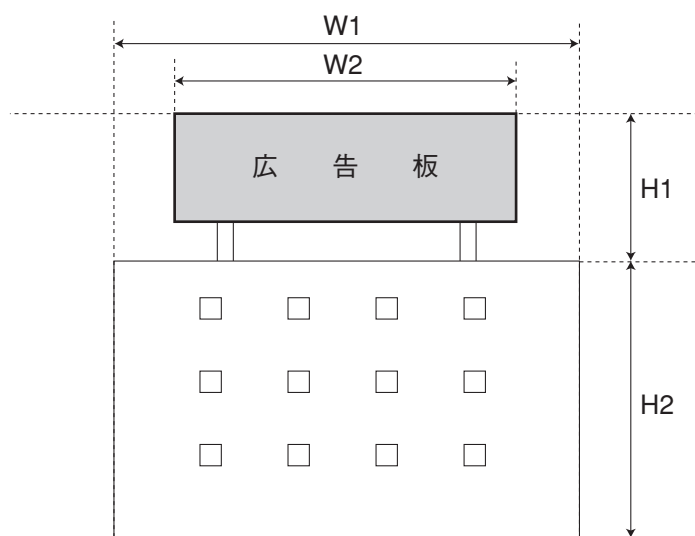
下端高： $H \geq 4.5 \text{ m}$ (車道上)、 $H \geq 2.5 \text{ m}$ (歩道上)

道路突出幅： $W1 \leq 0.5 \text{ m}$ (車道上)、 $W1 \leq 1.0 \text{ m}$ (歩道上)

電光表示広告物等は、道路に突出しない

壁面突出幅： $W2 \leq 2.0 \text{ m}$ 彩度12以下

10. 屋上利用広告板・広告塔



第一種普通規制地域等

高さ： $H1 \leq 10 \text{ m}$

高さ割合： $H1 \leq H2 \times 1/2$

幅： $W2 \leq W1$

彩度12以下

電光表示装置を有しないこと

第二種普通規制地域等

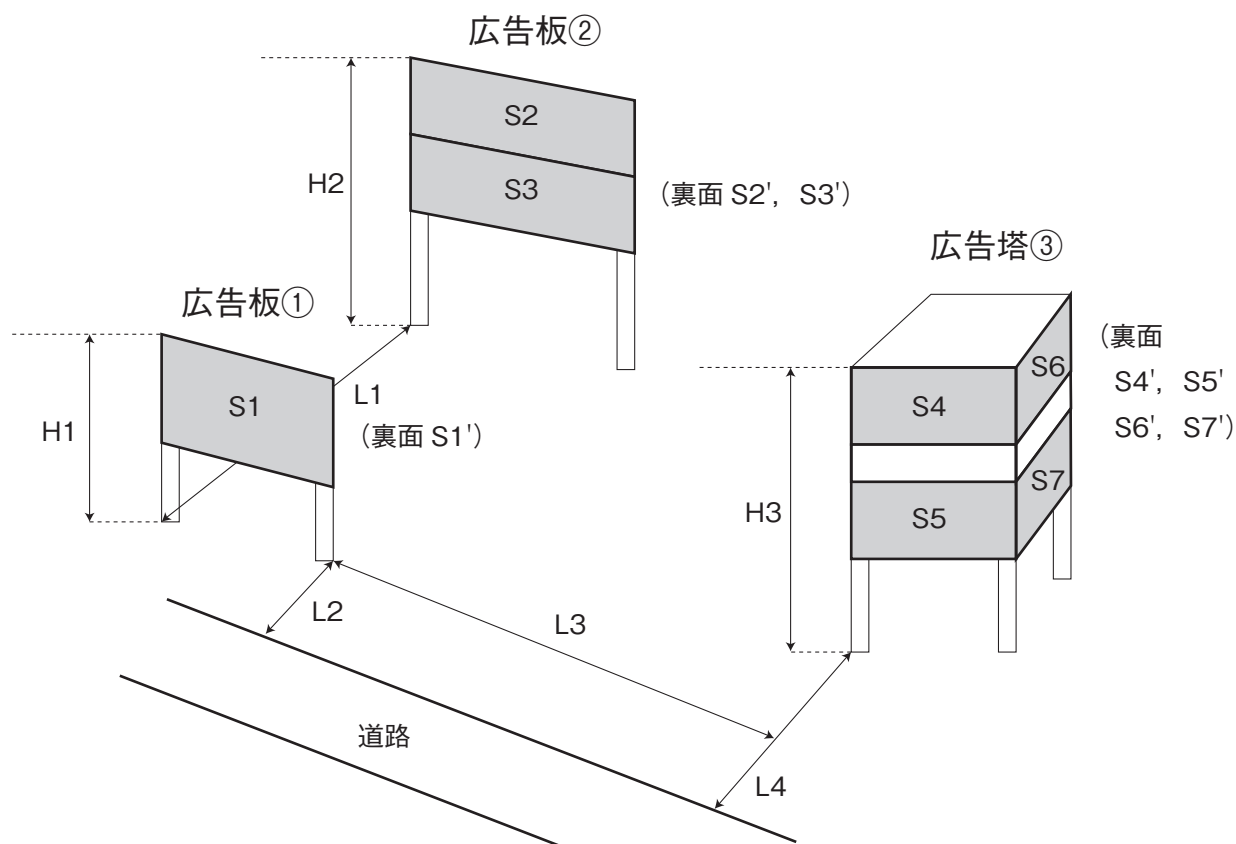
高さ： $H1 \leq 20 \text{ m}$

高さ割合： $H1 \leq H2 \times 2/3$

幅： $W2 \leq W1$

彩度12以下

11. 建植広告板・広告塔



高さの規制

第一種普通規制地域等 高さ：H1, H2, H3 ≤ 13m
 第二種普通規制地域等 高さ：H1, H2, H3 ≤ 20m

面積の規制

一面の面積 ≤ 30㎡ S1, S2+S3, S4+S5, S6+S7 ≤ 30㎡
 (内第一種普通規制地域等の電光表示装置については一面15㎡以下)
 総面積：広告板 ≤ 60㎡ S1+(S1'), または S2+S3+(S2'+S3') ≤ 60㎡
 広告塔 ≤ 120㎡ S4+S5+S6+S7+(S4'+S5'+S6'+S7') ≤ 120㎡

道路沿線に表示する場合の距離の規制

広告物どおしの垂直距離※1 ≥ 3.0m L1 ≥ 3.0m
 ※1 道路又は鉄道に対し垂直方向に広告物を並べて設置する場合の相互間の距離
 広告物どおしの水平距離※2 ≥ 50m L3 ≥ 50m (高速道路等の場合は200m)
 ※2 道路又は鉄道に対し水平方向に広告物を並べて設置する場合の相互間の距離
 道路境界からの距離 ≥ 広告物の高さ L2 ≥ H1 L4 ≥ H3
 ※ 水平距離及び道路境界からの距離については、都市計画法の用途地域（特別規制地域等に指定される第一種・第二種低層住居専用地域を除く）に設置するもの又は自己用広告物として設置するものを除く。

色彩の規制

彩度12以下

電光表示広告物等の規制

第一種普通規制地域等においては自己用に限る
 第一種普通規制地域等における広告板の電光表示装置の表示面積は一面15㎡以下
 広告塔については、電光表示装置の表示面積が一面15㎡以下で、かつ表示面積の合計が60㎡以下

(2) 普通規制地域等の許可基準及び許可の期間 (条例第10条、条例第12条第1項、規則第8条、別表第4)

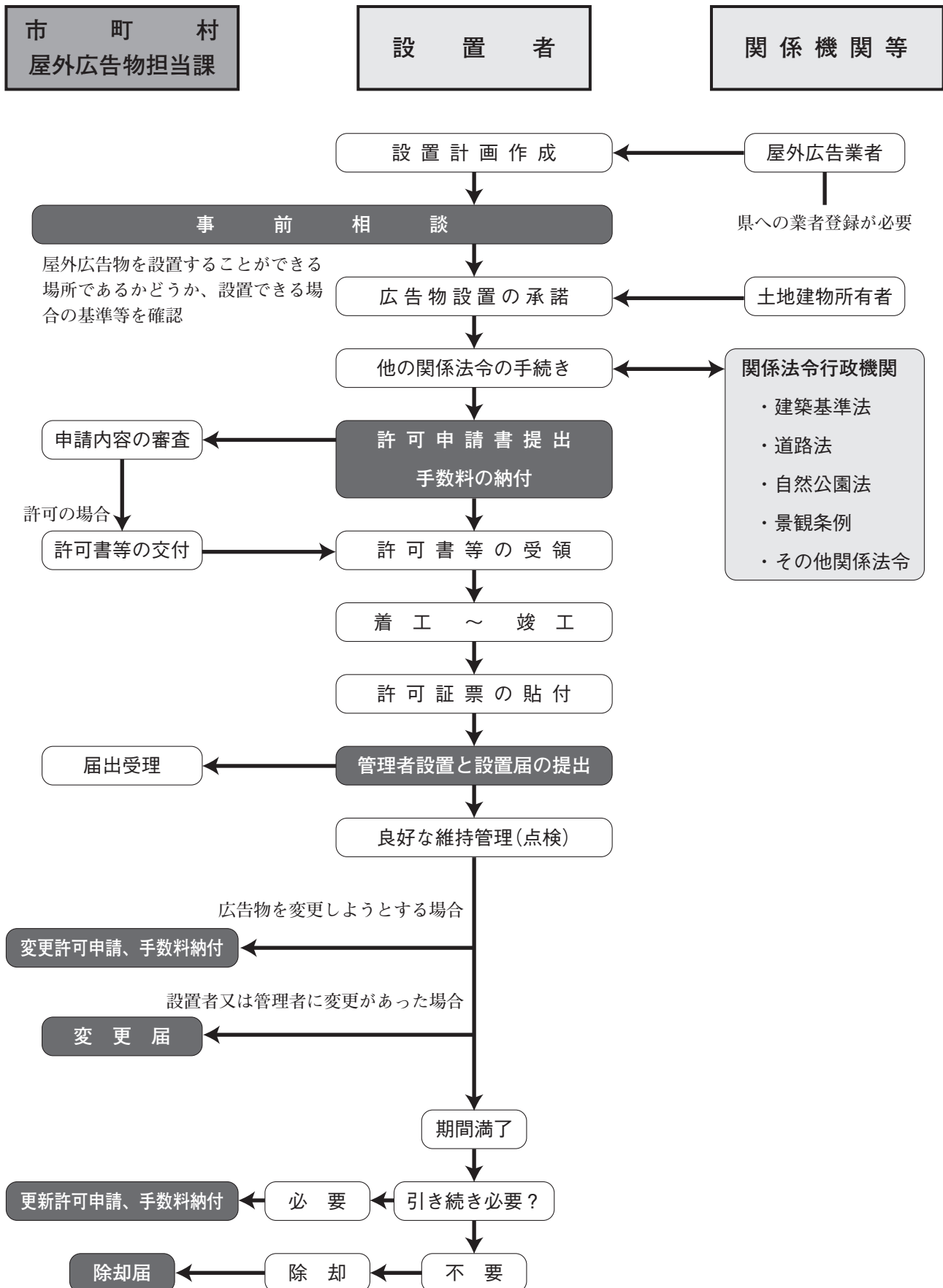
広告物の種類		許可基準	期間	摘要
簡易 広告物	はり紙	建物その他の物件の壁面にはり付けて表示する場合は、表示事項が同一のものであると異なるものであるとを問わず、連続して表示されたはり紙の表示面積の合計が1平方メートル以下であること。	1月以内	ポスター又はちらしの類で、主として紙製のもので、建物、掲示板等にはり付けて表示するもの
	はり札等	1 表示面積が0.5平方メートル以下であること。 2 建物その他の物件の壁面に表示する場合は、表示事項が同一のものであると異なるものであるとを問わず、連続して表示されたはり札の表示面積の合計が1平方メートル以下であること。	1月以内	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに広告物をはり、容易に取りはずせる状態で工作物等に取り付けて表示するもの又はこれに類するもの
	立看板等	1 高さが3メートル以下であること。 2 表示面積が5平方メートル以下であること。	3月以内	木枠に紙張り若しくは布張りをしたもの又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに広告物をはり、容易に取りはずせる状態で立て、若しくは工作物等に立て掛けて表示するもの又はその他これらに類するもの（これらを支える台を含む。）
	広告幕	1 建物その他の物件の壁面を利用して表示する場合は、幅が1.8メートル以下で、かつ、長さが20メートル以下であること。 2 道路を横断する場合は、下端の高さが4.5メートル以上（歩道上では、2.5メートル以上）であること。	1月以内	布、ビニール等の幕状のもので、建物、工作物等に両端を固定して表示するもの
	広告旗	一面の表示面積が2平方メートル以下であること。	1月以内	容易に移動させることができる状態で立て、又は容易に取り外すことができる状態で取り付けられている広告の用に供する旗（これらを支える台を含む。）
特殊 広告物	気球利用 広告物	1 幅が1.5メートル以下で、かつ、縦の長さが15メートル以下であること。 2 地上から気球の先端までの垂直距離が45メートル以下であること。	1月以内	気球を利用して表示するもの

広告物の種類		許可基準	期間	摘要
固定 広告物等	電柱等利用 広告物			電力柱、電信電話柱、街路灯柱等（以下「電柱等」という。）を利用して表示するもの
	巻きたて看板	1 縦の長さが1.8メートル以下であること。 2 下端の高さが1.2メートル以上で、かつ、地上高が4.5メートル以下であること。 3 表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	電柱等を利用して、巻き付けて表示するもの
	そで看板	1 幅が0.5メートル以下で、かつ、縦の長さが1.2メートル以下であること。 2 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上では、2.5メートル以上）であること。 3 原則として道路の中央側に向けて表示しないこと。 4 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	電柱等を利用して、添架して表示するもの
	広告板			建植し、又は建物、工作物等を利用して表示し、又は設置するもの及びこれらに類するもので、柱状又は塔状以外のもの
	建植広告板	1 高さが13メートル以下（第二種普通規制地域等においては、20メートル以下）であること。 2 一面の表示面積が30平方メートル以下（第一種普通規制地域等における電光表示広告物等の電光表示装置にあつては、15平方メートル以下）であること。 3 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。 4 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。 5 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上（東北新幹線又は高速自動車国道の接続地域では、200メートル以上）であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。 6 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。 7 自己用として設置するものであること（第一種普通規制地域等において電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る。）。	3年以内	支柱を土地に定着させて設置するもの

広告物の種類		許 可 基 準	期 間	摘 要
固 定 広 告 物 等	壁 面 利 用 広 告 板	1 第一種普通規制地域等においては、一の壁面における表示面積の合計が50平方メートル以下（電光表示広告物等の電光表示装置にあつては、25平方メートル以下）で、かつ、当該壁面の面積の2分の1以下、第二種普通規制地域等においては、一の壁面における電光表示広告物等の電光表示装置の表示面積の合計が50平方メートル以下で、かつ、当該壁面の面積の2分の1以下であること。 2 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。 3 表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	建物の外壁面を利用して設置し、又は外壁面に表示するもの（壁面突出広告板であるものを除く。）
	壁 面 突 出 広 告 板	1 表示面積が、第一種普通規制地域等においては50平方メートル以下（電光表示広告物等にあつては、電光表示装置の表示面積が25平方メートル以下）、第二種普通規制地域等における電光表示広告物等の電光表示装置にあつては50平方メートル以下であること。 2 壁面から突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路上には0.5メートル以上（歩道がある場合は、1メートル以上）突き出さないこと（電光表示広告物等にあつては、道路上に突き出さないこと。） 3 地上から電光表示装置の上端までの高さが壁面の高さを超えないこと（第一種普通規制地域等における電光表示広告物等に限る。） 4 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上では、2.5メートル以上）であること。 5 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	建物の外壁面から突き出して設置するもので、当該壁面から垂直方向に向けた表示面がないもの
	屋 上 利 用 広 告 板	1 電光表示装置を有しないこと（第一種普通規制地域等に限る。） 2 高さが第一種普通規制地域等においては10メートル以下、第二種普通規制地域等においては20メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内（第二種普通規制地域等においては、3分の2以内）であること。 3 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。 4 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	建物の屋上を利用して設置するもの
	アーケード利用広告板	1 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上では、2.5メートル以上）であること。 2 一面の表示面積が1平方メートル以下であること。 3 同一アーケード内においては、同種のものは同一の規格によること。 4 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	アーケードを利用して設置するもの
	車 体 外 面 広 告 板	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。	3年以内	自動車又は電車の外面を利用して設置し、又は外面に表示するもの
	広 告 塔			建植し、又は建物、工作物等を利用して設置するもので、柱状又は塔状のもの
	建 植 広 告 塔	1 高さが13メートル以下（第二種普通規制地域等においては、20メートル以下）であること。 2 一面の表示面積が30平方メートル以下で、かつ、表示面積の合計が120平方メートル以下（電光表示広告物等にあつては、一面の電光表示装置の表示面積が15平方メートル以下で、かつ、電光表示装置の表示面積の合計が60平方メートル以下）であること。 3 道路用地の境界線から、建植広告塔の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。） 4 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。 5 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上（東北新幹線又は高速自動車国道の接続地域では、200メートル以上）であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。） 6 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。 7 自己用として設置するものであること（第一種普通規制地域等において電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る。）。	3年以内	支柱を土地に定着させて設置するもの
	屋 上 利 用 広 告 塔	1 電光表示装置を有しないこと（第一種普通規制地域等に限る。） 2 高さが第一種普通規制地域等においては10メートル以下、第二種普通規制地域等においては20メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内（第二種普通規制地域等においては、3分の2以内）であること。 3 広告塔の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。 4 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	建物の屋上を利用して設置するもの
	ア ー チ 広 告 塔	1 電光表示装置を有しないこと。 2 脚柱以外の部分の下端の高さが4.5メートル以上（歩道上では、2.5メートル以上）であること。 3 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	堅牢な材料を使用して製作し、道路を横断して建植するもの

5 許可の手続き

(1) 許可申請の流れ



(2) 許可申請の方法（条例第22条、条例第27条の2、規則第3条）

① 許可申請書類

許可申請は所定の様式に従い行います。新規の申請に必要な書類は下記のとおりです。

なお、許可更新申請書については、管理義務の明確化のため、更新を受けようとする広告物の現状（取付部、主要部材、取付金具等）を点検の上、その結果を記載し申請することが必要となります。また、更新申請は許可期間満了の1ヶ月前までに申請することとなります。

新規の許可申請の場合の必要書類

- ・ 屋外広告物許可申請書
- ・ 設置する場所、周辺の状態を知り得る図面又は写真
- ・ 広告物の形状、寸法、構造、面積、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面
- ・ 他の法令の規定により許可等を受けていることを証する書類の写し

② 許可申請手数料の納付

許可申請（変更、更新の場合も含む）に当たっては、各市町村の屋外広告物許可申請等の手数料に関する条例に定める額の手数料を納付しなければなりません。

③ 許可の申請先、届出の提出先

福島県では屋外広告物条例に係る許可等の事務の権限について、市町村に移譲していますので、屋外広告物に関する許可の申請、各種届出は、各市町村の屋外広告物担当窓口へ提出することとなります。

市町村担当課：29P

④ 関係法令の手続き

(a) 建築基準法

高さが4mを超える広告物を掲出する工作物を設置する場合、建築基準法に基づく工作物の確認申請が必要となります。

関係機関：県建設事務所建築住宅部、市建築確認申請担当課

(b) 道 路 法

広告物を道路上にはみ出して掲出する場合は、道路法に基づく道路占用の許可が必要となります。

関係機関：国道管理事務所、県建設事務所総務部・土木事務所、市町村道路管理担当課

(c) 自然公園法、自然公園条例

国立・県立自然公園の特別地域等に広告物を設置する場合は、自然公園法、条例に基づく許可が必要となります。

関係機関：県地方振興局県民環境部

(d) 景 観 条 例

市町村の景観条例がある場合は各景観条例の規定により届出が必要となる場合があります。

関係機関：市町村景観条例担当課

（福島県景観計画の策定（平成21年10月1日施行）により、上記届出制度を有する市町村以外の地域については、屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の設置については、景観法第16条に基づく届出を要しません。）

6 表示者等の義務、違反に対する措置等

(1) 表示者の義務

① 管理者の届出、管理者等の変更届出（条例第21条）

屋外広告物設置者：広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者

屋外広告物管理者：広告物を管理する者

近年、広告物の大型化、多様化などにより、広告物による事故の可能性が大きくなってきており、広告物の適正な管理と安全性の確保を図るため、広告物を設置したときは、必ず広告物の管理者を置き、許可を受けた広告物にあってはその旨を届け出なければなりません。

また、屋外広告物の設置者又は管理者に変更があった場合には、その旨を届け出なければなりません。なお、設置者又は管理者が変更になった場合には、従前者がした手続きその他の行為については、新たに設置者又は管理者となった者がしたものとみなされます。

② 管理義務（条例第14条）

屋外広告物の設置者及び管理者(※)は、当該広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。倒壊や落下により通行人などに被害を与えないよう、架溝部材や取付部分などに変形や腐食などがいないか定期的に点検し、事故を未然に防止しなければなりません。

※令和3年7月1日から「設置者、管理者、所有者及び占有者」に改正されます。

③ 管理者設置義務（条例第14条の2）※令和3年7月1日から適用されます。

屋外広告物の設置者は、次に掲げる広告物を除き、必ず管理者を置かなければなりません。なお、令和4年7月1日からは、地上から広告物の上端までの距離が4メートルを超える広告物にあっては、屋外広告士などの資格を有する者に管理させる必要があります。

【管理者設置義務が適用されない広告物】

はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕、気球利用広告物、自動車又は電車に表示する広告物、建物の外壁面に表示する広告物、法令による広告、選挙運動用広告、公益施設寄贈者名広告、公共広告

【地上から上端までの距離が4メートル超の広告物を管理する者の資格要件】

◆屋外広告士、◆1級建築士又は2級建築士、◆広告美術仕上げ技能士、職業訓練指導員又は職業訓練修了者（広告美術科にかかるもの）、◆一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益財団法人日本サイン協会が開催する点検技能講習修了者

④ 点検義務（条例第14条の3）※令和3年7月1日から適用されます。

屋外広告物の所有者及び占有者は、次に掲げる広告物を除き、広告物の種類及び特性に応じて、基礎部及び上部構造のぐらつき、支持部及び取付部の腐食又は変形、広告板の腐食、破損又は変形、照明装置の破損などの状況の点検をさせなければなりません。なお、令和4年7月1日からは、地上から広告物の上端までの距離が4メートルを超える広告物にあっては、屋外広告士などの資格を有する者に点検させる必要(※)があります。

また、許可を受けた広告物にあっては、許可の期間の更新申請の際に点検の結果を報告する必要があります。

【点検義務が適用されない広告物】

【管理者設置義務が適用されない広告物】と同じです。

【地上から上端までの距離が4メートル超の広告物を点検する者の資格要件】

【地上から上端までの距離が4メートル超の広告物を管理する者の資格要件】と同じです。

※所有者又は占有者が屋外広告士などの資格を有する場合は自ら行うことができます。

⑤ 除却義務（条例第15条）

屋外広告物の設置者は、広告物が不要となった場合、又は許可期間が満了した場合、若しくは許可が取り消された場合は、当該広告物を遅滞なく除却しなければなりません。

また、除却した場合には、その旨を届け出なければなりません。

（２）違反に対する措置、罰則

① 勧告、公表、措置命令（条例第15条の2、条例第16条）

特別規制地域等、禁止物件、普通規制地域等の適用除外基準又は許可基準に違反し広告物を表示している場合や、禁止広告物を表示したり、管理義務規定に違反している場合等、良好な景観形成、風致の維持又は公衆に対する危害防止の観点から、除却、その他必要な措置を講ずるよう勧告を受ける場合があります。この勧告に正当な理由なく従わない場合は、氏名等を公表される場合があります。氏名等を公表された後において、なお正当な理由なく必要な措置をとらない場合は、措置命令を受ける場合があります。

② 許可の取消し（条例第17条）

以下のいずれかに該当するときには、許可が取り消される場合があります。

ア 許可条件に違反した場合

イ 変更許可を得なかった場合

ウ 措置命令等に違反した場合

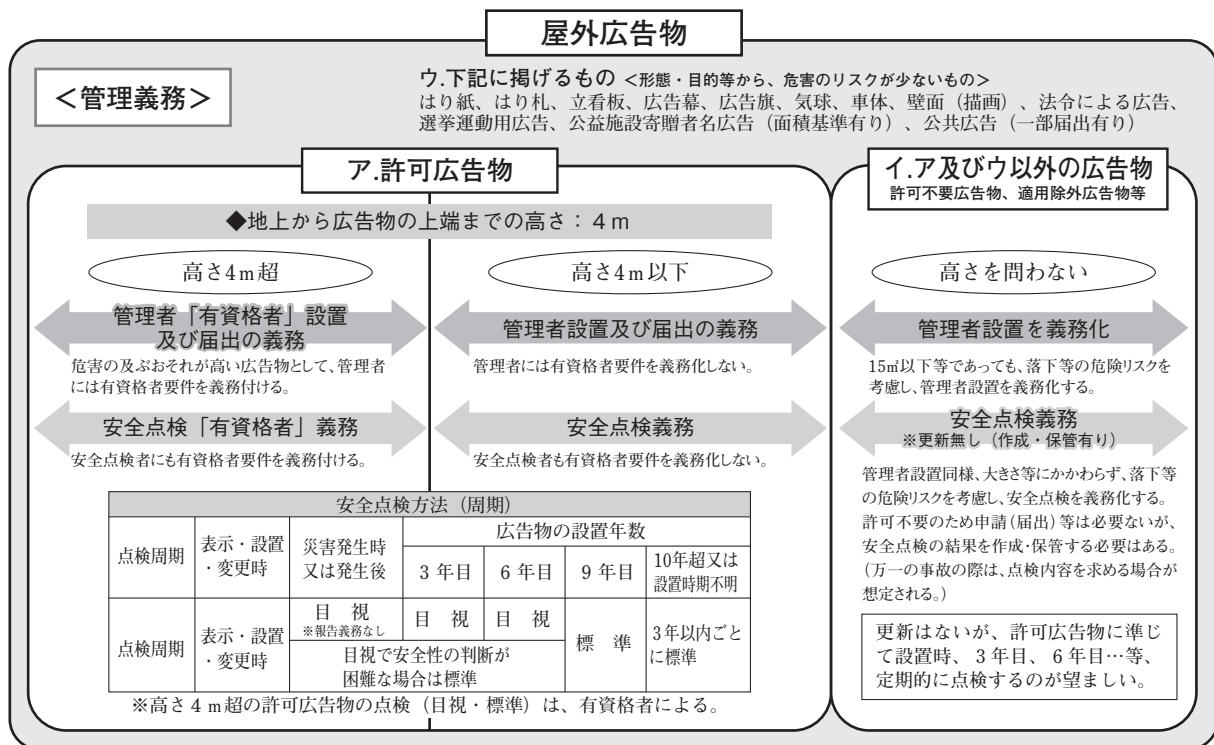
エ 虚偽の申請その他不正な手段で許可を受けた場合

〈参考〉屋外広告物の管理及び安全点検について

<参考>屋外広告物の管理及び安全点検について

① 概念図

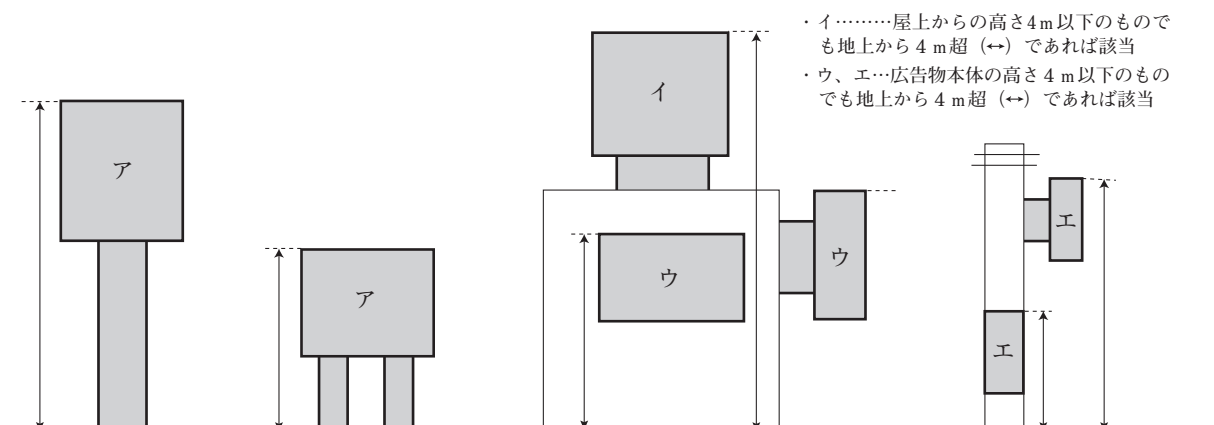
屋外広告物の管理及び安全点検の概念図



② 高さの考え方

【「高さが4 mを超える許可広告物」に係る「高さ」の考え方の例】

- ア 建植広告板（塔）：地上からの高さ
 - イ 屋上利用広告板（塔）：地上からの高さ
 - ウ 壁面利用広告板・突出広告板：地上からの高さ（支持部含む）
 - エ 電柱巻きたて看板・そで看板：地上からの高さ（支持部含む）
- ※照明装置は高さに含まない。



③ 安全管理指針

福島県屋外広告物安全管理指針

令和3年2月26日制定

第1 趣 旨

本指針は、福島県屋外広告物条例（昭和61年福島県条例第23号。以下「条例」という。）に規定する広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）の所有者若しくは占有者（以下「広告物等の所有者等」という。）による安全点検（以下「点検」という。）に関し必要な基本的事項を定め、公衆に対する危害の防止を図ることを目的とする。

第2 適用の範囲

本指針における点検を要する広告物等の適用範囲は、福島県屋外広告物条例施行規則（昭和61年福島県規則第56号。以下「規則」という。）第12条の5第2項で準用する規則第12条の2の規定に基づき、次に掲げる広告物等（以下「簡易広告物等」という。）を除く全ての広告物等とする。

- 一 はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕
- 二 気球利用広告物
- 三 自動車又は電車に表示する広告物
- 四 建物の外壁面に描画により表示する広告物
- 五 法令の規定による広告物等
- 六 選挙運動のために使用する広告物等
- 七 公益上必要な施設等に寄贈者名等を表示する広告物等
- 八 国又は地方公共団体が公共的目的を持って表示する広告物等

第3 用語の定義

本指針における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「目視点検」とは、広告物等の各部における傷、汚れ、変形、さび等の状態について目視により点検を行うものとする。
- (2) 「標準点検」とは、概ね60cm以内に近づき、目視、触診、打診及び検査により広告物等の外部及び内部について点検を行うものとする。

第4 点検者の資格

広告物の所有者等は、規則第12条の5第3項で準用する規則第12条の3の規定に基づき、許可に係る広告物等で地上から広告物等の上端までの距離が4mを超えるものの点検を行うときは、規則第12条の4の規定に基づき、次に掲げる資格を有する者に行わせなければならない。

- 一 屋外広告士
- 二 1級建築士又は2級建築士
- 三 広告美術仕上げ技能士、職業訓練指導員又は職業訓練修了者（広告美術科にかかるもの）
- 四 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益財団法人日本サイン協会が開催する点検技能講習の修了者

第5 点検の実施

- 1 広告物等の所有者等は、日常の補修その他の管理に加え、広告物等を表示し、設置し又は変更したとき及びその後3年以内ごとに、次に掲げるところにより、広告物の種類、材質、経過年数及び設置状況に応じ必要な点検を行い、当該広告物等の安全性を確認しなければならない。
 - (1) 広告物等の点検時期及び点検方法は別表のとおりとする。
 - (2) 点検は、目視点検及び標準点検を基本とし、広告物等の状態を正確に把握できる方法により行うこと。
 - (3) 突風、降雪、台風、地震等の災害が予測され若しくは発生した場合にあって、広告物等の安全性への影響があると認められるときは、直ちに点検を実施すること。
 - (4) 点検箇所及び点検項目（以下「点検箇所等」という）は、次に掲げる事項を基本とし、適切な点検方法により異常の有無を確認すること。なお、点検箇所等は広告物等の種類又は形状等に応じて適宜増減すること。

点検箇所	点 検 項 目
基礎部・上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき
	2 基礎のクラック、支柱と寝巻きとの隙間、支柱ぐらつき
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支 持 部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落
取 付 部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
広 告 板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
	3 周辺機器の劣化、破損
そ の 他	1 付属部材の腐食、破損
	2 避雷針の腐食、損傷

- 2 点検方法の詳細は、「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）を参考とすること。

第6 危害防止等の措置

点検の結果、広告物等に異常が認められたときは、広告物の所有者等と管理者は協力して、状態に応じ補修、改修及び撤去その他の必要な措置を直ちに講じなければならない。

第7 安全点検結果記録の作成・保管・報告

- 1 第5による点検結果は、広告物等安全点検結果記録（様式）（以下「点検結果記録」という。）により作成しなければならない。
- 2 前項に定める点検結果記録に点検の実施状況が分かる書類（作業の写真、点検を委託した場合は契約書その他必要な書類等）とあわせて、当該広告物等が除却されるまでの間、所有者、占有者、管理者等

の関係者で共有し、保管しなければならない。

- 3 広告物等の許可の期間の更新を申請しようとする者は、許可の期間の満了する日から起算して3月以内に第5による点検を行い、規則様式第3号「屋外広告物許可更新申請書」の所定の欄に記載する、若しくは点検結果記録を作成して当該更新申請書に添付することにより安全点検結果を報告しなければならない。
- 4 第2項により保管する点検結果記録は、市町村長から報告の求めがあった場合は提出しなければならない。

備考

本指針は、令和3年7月1日から運用する。なお、第4の規定は、令和4年7月1日から運用する。）

別表（第5関係）

点検時期	表示、設置、変更時	災害の発生時 又は発生後	広告物の設置年数			
			3年目	6年目	9年目	10年超又は設置 時期不明
点検方法	標準点検	目視点検 ※報告義務なし	目視点検	目視点検	標準点検	3年以内ごとに 標準点検
		目視で安全性の判断ができない場合等は 標準点検				

留意事項

- 1 設置時の標準点検は、建築基準法の完了検査を受けるものは不要であること。
- 2 塩害・強風など特殊環境下にある広告物等は点検頻度を高めること。

7 屋外広告業者

（1）屋外広告業者の登録（条例第23条）

県内で屋外広告業を営もうとする場合には、所定の様式に必要な書類を添付して知事の登録を受けなければなりません。

ただし、登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者等、登録できない要件にあてはまる場合は登録が拒否されます。

また、登録を受けた屋外広告業者は、標識の掲示、帳簿の備え付け等を行わなければなりません。

① 屋外広告業とは（屋外広告物法第2条第2項、条例第2条第2項）

広告主から屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行うことをいい、元請け、下請けを問いません。

② 登録申請書類（条例第23条、規則第16条）

登録申請は所定の様式に従って行います。申請に必要な書類は下記のとおりです。登録申請者が法人の場合には、その役員について、未成年者の場合は、その法定代理人について記入してください。

なお、登録の有効期間は5年間です。有効期間満了後も、引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、登録期間満了の前までに更新の申請を行わなければなりません。更新の申請は有効期間が満了する30日前までに行ってください。

登録申請に必要な書類

(新規の登録申請の場合と更新の登録申請の場合で同じです。)

- ア 屋外広告業者登録申請書
- イ 誓約書
- ウ 申請者（本人・法定代理人（法人の場合はその役員）・法人の役員）の略歴書
- エ 業務主任者略歴書
- オ 登記事項証明書（申請者が法人の場合・法定代理人が法人の場合）
- カ 住民票の抄本（申請者（個人の場合）、役員（法定代理人が法人の場合の役員を含む。）、業務主任者）
（福島県内に住所がある場合不要）
- キ 業務主任者が条例の規定に該当する者であることを証する書類

③ 登録申請手数料の納付

新規及び更新の登録申請にあたっては、屋外広告業者登録申請書に福島県収入証紙11,000円分を貼付して納めなければなりません。「福島県証紙指定売りさばき所一覧」は、「福島県ホームページ」で確認することができます。アドレスは以下のとおりです。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/urisabakijyo.html#売りさばき所一覧>

④ 登録の拒否（条例第23条の4）

申請者が次のアからキまでのいずれかに該当するとき、又は申請内容若しくはその添付書類の重要な記載事項について虚偽があり、若しくは重要な事実が欠けているときは、登録が拒否されます。

- ア 登録を取り消された日から2年を経過しない者
- イ 登録を取り消された屋外広告業者である法人の役員であった者（その取消の日前30日以内にその法人の役員であった者に限る。）で、その取消の日から2年を経過しない者
- ウ 営業の停止期間が経過しない者
- エ 福島県屋外広告物条例、他の都道府県、指定都市及び中核市の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わった日から2年を経過しない者
- オ 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアからエまでのいずれか又はカに該当する者
- カ 法人の役員のうちにアからエまでのいずれかに該当するものがある者
- キ 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

⑤ 標識の掲示（条例第23条の10）

登録を受けた屋外広告業者は、営業所ごとに公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければなりません。

40cm以上		
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）		35cm以上
登録番号	福島県第 号	
登録年月日	年 月 日	
営業所名		
業務主任者名		

⑥ 帳簿の備付け（条例第23条の11）

屋外広告業者は、営業所ごとに、帳簿を備え、契約ごとに営業に関する事項を記載し、契約の終了した日の属する事業年度の末日から5年間営業所に保存しなければなりません。営業に関する事項は

下記のとおりです。

営業に関する事項

- ア 注文者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）
- イ 広告物の表示又は掲出物件の設置場所
- ウ 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- エ 表示した広告物又は設置した掲出物件の形状、寸法、材料、構造、面積、意匠、色彩等（当該事項を容易に確認できる仕様書及び図面又は写真の添付で記載を省略することも可能）
- オ 広告物の表示又は掲出物件の設置の年月日
- カ 請負金額

⑦ 業務主任者（条例第25条）

屋外広告業者は、営業所ごとに屋外広告士及び屋外広告物講習会修了者等の中から業務主任者を選任しなければなりません。業務主任者は、広告物の表示及び掲出物件の設置に関する業務の総括に関することをを行います。

（２）登録事項の変更及び廃業（条例第23条の5、条例第23条の7）

屋外広告業者登録事項に変更があった場合、又は屋外広告業を廃止した場合は、その事実の発生した日から30日以内に、所定の様式に必要な書類を添付して知事に届け出ることが必要となります。

（３）違反に対する措置、罰則（条例第23条の9、条例第28条の2、条例第30条～31条の2）

① 登録の取消し（条例第23条の9）

屋外広告業者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月以内の期間でその営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられることがあります。

- ア 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき
- イ 登録を取り消された屋外広告業者である法人の役員であった者（その取消の日前30日以内にその法人の役員であった者に限る。）で、その取消の日から2年を経過しないとき
- ウ 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が登録が拒否される要件のいずれかに該当するとき
- エ 法人の役員のうち登録が拒否される要件のいずれかに該当する者があるとき
- オ 営業所ごとに業務主任者を選任していないとき
- カ 屋外広告業変更届を届出せず、又は虚偽の届出をしたとき
- キ 福島県屋外広告物条例若しくは他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反したとき

② 罰則（条例第28条の2、条例第30条～31条の2）

登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合、又は不正な手段により登録を受けた場合など、条例の規定に違反した者は、懲役、罰金、過料に処される場合があります。

（４）屋外広告物講習会（条例第24条）

毎年、「屋外広告物に関する法令」、「屋外広告物の表示方法」、「屋外広告物の施工」に関する講習会を開催しています。屋外広告物講習会の修了者は、業務主任者となることができます。

8 景観整備地区、審議会

(1) 広告景観整備地区制度（条例第19条の2～19条の5）

屋外広告物を地域の良好な景観に調和させることが特に必要であると認める地区を「広告景観整備地区」に指定し、その地区内での広告物の形状、面積、色彩、意匠、高さ、位置に関する基準である「広告景観整備方針」を定め、街並みにあった良好な広告景観の整備を目指すための制度です。

広告景観整備地区に指定された地区内で広告物を表示する場合には、自己用広告物等でも市町村長への届出が必要となります。

指定地区 ① 猪苗代町中央商店街地区（平成14年1月25日告示59号）

(2) 屋外広告物審議会（条例第27条）

屋外広告物に関する重要事項について調査、審議する機関で、以下の事項について審議することとされています。

- ① 特別規制地域等、普通規制地域等、禁止物件の指定又は変更
- ② 許可基準等の決定又は変更など
- ③ 広告景観整備地区の指定及び整備方針の決定又は変更など

9 屋外広告物許可申請等手数料

屋外広告物の許可申請の手数料については、各市町村において、屋外広告物手数料条例に基づき手数料の料金を定めています。下記の表は県の手数料表ですが、実際に申請の際は、各市町村の条例の規定によりますので直接市町村に確認願います。

※福島県の手数料条例に基づく手数料（変更、更新申請の際も必要になります。）

種 類	単 位	枚数又は規模	金 額	摘 要
は り 紙	1 件	50枚ごと	250円	50枚未満の端数は50枚とする。
は り 札 等	1 件	10枚ごと	800円	10枚未満の端数は10枚とする。
立 看 板 等	1 個		350円	
広告幕又は広告旗	1 個		450円	
気球利用広告物	1 個		2,500円	
電柱等利用広告物	1 個		550円	
広 告 板 又 告 告 塔	1 基	$S \leq 1\text{m}^2$	1,000円	規模は一基当たりの表示面積を合計した面積とする。 面積＝S 5㎡未満の端数は5㎡とする。
		$1\text{m}^2 < S \leq 3\text{m}^2$	1,600円	
		$3\text{m}^2 < S \leq 6\text{m}^2$	2,300円	
		$6\text{m}^2 < S \leq 10\text{m}^2$	3,100円	
		$S > 10\text{m}^2$ 5㎡ごと	3,100円＋1,100円/5㎡	
アーチ広告塔	1 基	広告塔本体	3,500円	表示広告物は広告板に同じ

※1 この表において「広告幕」、「広告旗」、「気球利用広告物」、「電柱等利用広告物」、「広告板」、「広告塔」及び「アーチ広告塔」とは、それぞれ規則別表に規定するものをいう。

※2 この表の種類により難しいもの又はこの表に種類の定めのないものについては、その都度、知事が定める。

※3 ネオンサイン、イルミネーションその他発光し、又は照明装置のある広告物等に係る屋外広告物許可申請手数料の額は、当該広告物等についてこの表により算出して得た額に1.5を乗じて得た額とする。ただし、当該額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

10 屋外広告業者登録書類の提出先

(1) 登録申請書

申請者の住所	提出先	所在地	電話番号
福島市、二本松市、伊達市、 本宮市、伊達郡、安達郡	県北建設事務所 行政課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16(県庁北庁舎6階)	024-521-2498
郡山市、須賀川市、田村市、 岩瀬郡、石川郡、田村郡	県中建設事務所 行政課	〒963-8540 郡山市麓山1丁目1-1(北分庁舎2階)	024-935-1329
白河市、西白河郡、東白川郡	県南建設事務所 行政課	〒961-0971 白河市字昭和町269	0248-23-1616
会津若松市、河沼郡、大沼郡	会津若松建設事務所 行政課	〒965-8501 会津若松市追手町7-5	0242-29-5427
喜多方市、耶麻郡	喜多方建設事務所 行政課	〒966-0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神6-3	0241-24-5713
南会津郡	南会津建設事務所 総務課	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5306
相馬市、南相馬市、双葉郡、 相馬郡	相双建設事務所 行政課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町1丁目30	0244-26-1207
いわき市	いわき建設事務所 行政課	〒970-8026 いわき市平字梅本15	0246-24-6109
福島県内全域、県外	土木部都市計画課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16(県庁本庁舎4階)	024-521-7508

※福島市、郡山市及びいわき市内で屋外広告業を営む場合は、県で登録した旨をそれぞれの市に届出すれば、それぞれの市へ登録したことになる。

(2) 屋外広告業者変更届、屋外広告業者廃業届

申請者の住所	提出先	所在地	電話番号
福島県内全域、県外	土木部都市計画課	〒960-8670 福島市杉妻町2-16(県庁本庁舎4階)	024-521-7508

令和3年4月1日現在

郡	市町村名	担当課・係名	電話番号	郡	市町村名	担当課・係名	電話番号
市	須賀川市	都市計画課都市計画係	0248-88-9154	耶麻郡	北塩原村	商工観光課	0241-32-2511
	喜多方市	都市整備課都市計画係	0241-24-5240		西会津町	建設水道課管理係	0241-45-4530
	相馬市	建築課建築係	0244-37-2178		磐梯町	建設課建設係	0242-74-1218
	二本松市	都市計画課計画係	0243-55-5128		猪苗代町	建設課都市整備係	0242-62-2118
	田村市	都市計画課都市整備係	0247-82-1114	河沼郡	会津坂下町	建設課都市土木班	0242-84-1506
	南相馬市	都市計画課都市計画係	0244-24-5251		湯川村	産業建設課建設係	0241-27-8850
	伊達市	都市整備課開発建築指導係	024-573-5620		柳津町	建設課建設班	0241-42-2117
	本宮市	都市整備課都市計画係	0243-24-5405	大沼郡	会津美里町	建設水道課管理係	0242-55-1181
伊達郡	桑折町	まちづくり推進課都市整備係	024-582-2124		三島町	産業建設課建設係	0241-48-5566
	国見町	建設課管理係	024-585-2972		金山町	建設課建設係	0241-54-5311
	川俣町	建設水道課	024-566-2111		昭和村	産業建設課建設係	0241-57-2123
安達郡	大玉村	建設課管理係	0243-24-8112	南会津郡	南会津町	建設課都市計画係	0241-62-6230
岩瀬郡	鏡石町	都市建設課都市グループ	0248-62-2116		下郷町	建設課管理係	0241-69-1177
	天栄村	建設課管理係	0248-82-2110		檜枝岐村	産業建設課	0241-75-2501
石川郡	石川町	都市建設課都市整備係	0247-26-9131		只見町	農林建設課建設係	0241-82-5270
	玉川村	地域整備課	0247-57-4626	双葉郡	広野町	建設課都市計画係	0240-27-4161
	平田村	地域整備課	0247-55-3116		楢葉町	建設課都市計画係	0240-23-6106
	浅川町	建設水道課管理係	0247-36-1184		富岡町	都市整備課都市計画係	0240-22-9008
田村郡	古殿町	地域整備課管理係	0247-53-4615		川内村	総務課企画政策係	0240-38-2111
	三春町	建設課都市グループ	0247-62-2113		大熊町	復興事業課復興係	0240-23-7091
西白河郡	小野町	地域整備課	0247-72-6937		双葉町	建設課建設係 (いわき事務所)	0246-84-5209
	西郷村	建設課管理係	0248-25-1117		浪江町	建設課管理係	0240-34-0243
	泉崎村	事業課建設水道係	0248-53-2114		葛尾村	総務課総務企画係	0240-29-2111
	中島村	建設課建設係	0248-52-3484	相馬郡	新地町	都市計画課都市計画係	0244-62-2113
東白川郡	矢吹町	都市整備課都市計画室	0248-42-2116		飯館村	住民課住民係	0244-42-1618
	棚倉町	整備課都市計画係	0247-33-2114				
	矢祭町	町民福祉課生活環境グループ	0247-46-4574				
	塙町	まち整備課まち管理係	0247-43-2117				
	鮫川村	地域整備課建設係	0247-49-3114				

※ 県内の中核市(福島市、郡山市、いわき市)及び景観行政団体で独自条例を定めた会津若松市、白河市の屋外広告物担当課

市町村名	担当課・係名	住 所	電 話 番 号
福島市	都市計画課景観係	〒960-8601 福島市五老内町3-1	024-573-4979
会津若松市	都市計画課景観グループ	〒965-8601 会津若松市東栄町3-46	0242-39-1261
郡山市	開発建築指導課景観係	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23-7	024-924-2371
いわき市	都市計画課景観係	〒970-8686 いわき市平字梅本21	0246-22-7512
白河市	都市計画課景観係	〒961-8602 白河市八幡小路7-1	0248-22-1111

福島県屋外広告物条例

昭和61年 3 月25日
福島県条例第23号

(目的)

第 1 条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づく必要な規制に関する事項並びに広告物及び広告物を掲出する物件を地域の良い景観と調和させるために必要な事項を定めることにより、良い景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「広告物」とは、法第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。

2 この条例において「屋外広告業」とは、法第 2 条第 2 項に規定する屋外広告業をいう。

3 この条例において「屋外広告業者」とは、第23条第 1 項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。

(特別規制地域等)

第 3 条 次に掲げる地域又は場所（以下「特別規制地域等」という。）においては、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置してはならない。

- 一 都市計画法（昭和43年法律第100号）第 8 条第 1 項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は風致地区
- 二 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第 1 項又は第78条第 1 項の規定により重要文化財又は重要有形民俗文化財として指定された建造物及びその周囲で規則で指定する地域並びに同法第109条第 1 項若しくは第 2 項又は第110条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された史跡名勝天然記念物又は特別史跡名勝天然記念物及びこれらの周囲で規則で指定する地域
- 三 福島県文化財保護条例（昭和45年福島県条例第43号）第 4 条第 1 項又は第18条第 1 項の規定により福島県指定重要文化財又は福島県指定重要有形民俗文化財として指定された建造物及びその周囲で規則で指定する地域並びに同条例第24条第 1 項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物及びその周囲で規則で指定する地域
- 四 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第 1 項第11号の規定により指定された保安林の地域
- 五 福島県自然環境保全条例（昭和47年福島県条例第55号）第12条第 1 項又は第20条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域又は緑地環境保全地域
- 六 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第 1 項の規定により指定された特別地域
- 七 福島県立自然公園条例（昭和33年福島県条例第23号）第21条第 1 項の規定により指定された特別地域
- 八 都市公園法（昭和31年法律第79号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園の区域（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第 5 条第 4 項に掲げる運動施設で規則で指定するものを除く。）
- 九 道路、鉄道及び索道の区間並びにこれらの区間から展望できる接続地域で、規則で指定する区域
- 十 河川及び湖沼並びにこれらの接続地域で規則で指定する区域
- 十一 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所等の公用又は公共用建造物及びその敷地
- 十二 古墳及び墓地
- 十三 社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその敷地
- 十四 福島県景観条例（平成10年福島県条例第13号）別表備考に規定する景観形成重点地域
- 十五 前各号に掲げるもののほか、特に規則で指定する地域又は場所

(禁止物件)

第 4 条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- 一 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
- 二 石垣及び擁壁
- 三 街路樹及び路傍樹
- 四 交通信号機、道路標識、防護さく、カーブミラー、視線誘導標、駒こま止め、道路の防雪又は防砂の

ための施設及びパーキングメーター

五 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら

六 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔

七 送電塔、送受信塔及び照明塔

八 銅像、神仏像及び記念碑

九 煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク

十 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

十一 発電用風力設備（風力を原動力として電気を発生させるために設置されたものであつて、電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第3項に規定する事業用電気工作物であるものをいう。）

2 電力柱、電信電話柱、街路灯柱及びアーケード柱には、はり紙、はり札等（容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。）、広告旗（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。）及び立看板等（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。）を表示し、又は設置してはならない。

（普通規制地域等）

第5条 特別規制地域等以外の次に掲げる地域又は場所（以下「普通規制地域等」という。）において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

一 道路、鉄道及び索道の区間並びにこれらの区間から展望できる地域で、規則で指定する区域

二 前号の区域のほか、都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域

三 前2号のほか、特に規則で指定する地域又は場所

（適用除外）

第6条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、前3条の規定は、適用しない。

一 法令の規定により表示する広告物又は掲出物件

二 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件

三 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物又は掲出物件で規則で定める基準に適合するもの

2 国又は地方公共団体が公共的目的を持つて表示する広告物又は掲出物件については、前3条の規定は、適用しない。この場合において、非常災害その他緊急の必要があるとき又は規則で定める基準に適合するとき以外は、規則で定めるところにより、あらかじめ知事に届け出なければならない。

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条及び前条の規定は、適用しない。

一 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又は掲出物件で規則で定める基準に適合するもの

二 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件で規則で定める基準に適合するもの

三 道標、案内図板その他公共的目的を持った広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件で規則で定める基準に適合するもの

四 冠婚葬祭又は祭礼等のため、慣習上一時的に表示する広告物又は掲出物件

五 講演会、展覧会、音楽会その他の催物のため、その会場の敷地内に表示する広告物又は掲出物件

六 自動車又は電車に表示される広告物で規則で定める基準に適合するもの

七 使用の本拠の位置が他の都道府県の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）、同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）及び法第28条の規定により同条に規定する事務を処理することとされた市町村（以下「景観行政団体等市町村」という。）の区域を除く。）、指定都市の区域、中核市の区域又は景観行政団体等市町村の区域に存する自動車又は電車に表示される広告物のうち、当該他の都道府県、指定都市、中核市又は景観行政団体等市町村の法に基づく条例の規定により知事又は市町村の長の許可を受け、又は当該条例の規定の

適用が除外されて表示される広告物

八 人若しくは動物又は車両（自動車及び電車を除く。）若しくは船舶に表示される広告物

4 次に掲げる広告物又は掲出物件で規則で定めるところにより知事の許可を受けたものについては、第3条の規定は、適用しない。

一 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又は掲出物件であつて前項第1号に掲げるものの以外のもので規則で定める基準に適合するもの

二 道標、案内図板その他公共的目的を持つた広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件であつて前項第3号に掲げるものの以外のもので規則で定める基準に適合するもの

三 自動車又は電車に表示される広告物（前項第6号に掲げるものを除く。）で規則で定める基準に適合するもの

四 規則で定める数の広告主が管理主体を定め共同で表示する広告物又は掲出物件で規則で定める地域及び基準に適合するもの

5 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条第1項の規定は、適用しない。

一 第4条第1項第2号、第7号、第9号又は第11号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物又は掲出物件で規則で定める基準に適合するもの

二 前号に掲げるもののほか、第4条第1項各号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件で規則で定める基準に適合するもの

6 政治活動、労働活動、宗教活動、社会教育活動等営利を目的としない活動のために表示する広告物又は掲出物件であつて広告期間が15日を超えないもので規則で定める基準に適合するものについては、前条の規定は、適用しない。

第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件で規則で定めるところにより知事の許可を受けたものについては、第3条第9号の規定は、適用しない。

一 電力柱、電信電話柱及び街路灯柱に掲出する巻きたて看板又はそで看板で規則で定める基準に適合するもの

二 自己の店舗、営業所又は事業所が道路に面していない場合に、その所在を案内するために道路からの入口に表示する広告物又は掲出物件で規則で定める基準に適合するもの

（経過措置）

第8条 一の地域又は場所が特別規制地域等又は普通規制地域等となる際現に当該地域又は場所において適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、当該地域又は場所が特別規制地域等又は普通規制地域等となつた日から3年間は、なお従前の例による。

2 第6条第1項第3号の規定に該当する広告物又は掲出物件が同号の基準の変更により同号の規定に該当しないものとなつたときは、その該当しないものとなつた日から3年間は、なお従前の例による。

3 第6条第3項第1号から第3号まで又は第6号の規定に該当する広告物又は掲出物件がこれらの規定の基準の変更によりこれらの規定に該当しないものとなつたときは、その該当しないものとなつた日から3年間は、なお従前の例による。

4 第6条第4項の規定に該当する広告物又は掲出物件が同項各号の基準又は同項第4号の規定による広告主の数若しくは地域の変更により同項の規定に該当しないものとなつたときは、その該当しないものとなつた日から3年間は、なお従前の例による。

5 第6条第5項の規定に該当する広告物又は掲出物件が同項各号の基準の変更により同項の規定に該当しないものとなつたときは、その該当しないものとなつた日から3年間は、なお従前の例による。

6 第6条第6項の規定に該当する広告物又は掲出物件が同項の基準の変更により同項の規定に該当しないものとなつたときは、その該当しないものとなつた日から15日間は、なお従前の例による。

7 前条の規定に該当する広告物又は掲出物件が同条各号の基準の変更により同条の規定に該当しないものとなつたときは、その該当しないものとなつた日から3年間は、なお従前の例による。

（禁止広告物）

第9条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

一 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの

- 二 著しく破損し、又は老朽したもの
 - 三 倒壊又は落下のおそれがあるもの
 - 四 交通信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
 - 五 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
 - 六 地色に蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用しているもの
- (許可の期間及び条件)

第10条 知事は、第5条、第6条第4項又は第7条の許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。

3 知事は、規則で定めるところにより、許可の更新をすることができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(変更等の許可)

第11条 第5条、第6条第4項又は第7条の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件の変更をしようとするとき(規則で定める軽微な変更をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

(許可の基準)

第12条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

2 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、第27条に規定する福島県屋外広告物審議会の議を経て、許可をすることができる。

(許可の表示)

第13条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に規則で定める許可証票をはり付けておかなければならない。ただし、規則で定める許可の押印又は打刻印を受けたものについては、この限りでない。

2 前項の許可証票又は許可の押印若しくは打刻印は、許可の期限を明示したものでなければならない。

(管理義務)

第14条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(管理者設置義務)

第14条の2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は当該掲出物件を管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、前項の管理する者は、法第10条第2項第3号イに規定する者(以下「屋外広告士」という。)その他これと同等以上の知識を有する者として規則で定めるものでなければならない。

(点検義務)

第14条の3 広告物又は掲出物件の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化、損傷等の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、前項の規定による点検を行う者は、屋外広告士その他これと同等以上の知識を有する者として規則で定めるものでなければならない。

3 第5条、第6条第4項又は第7条の規定による許可を受けた者は、第10条第3項の規定により許可の期間の更新を申請する場合には、第1項の規定による点検の結果を知事に提出しなければならない。

(除却義務)

第15条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき若しくは第17条の規定

により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第 8 条に規定する広告物又は掲出物件について、同条に規定する期間が経過した場合においても、同様とする。

2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(勧告及び公表)

第15条の 2 知事は、この条例の規定に違反し、若しくはこの条例の規定による許可に付した条件に違反した広告物を表示し、若しくはこの条例の規定に違反し、若しくはこの条例の規定による許可に付した条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を勧告し、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(措置命令等)

第16条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定に違反し、若しくはこの条例の規定による許可に付した条件に違反した広告物を表示し、若しくはこの条例の規定に違反し、若しくはこの条例の規定による許可に付した条件に違反した掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずること（第 1 号に該当するときにあつては、当該停止又は当該措置であつて、当該勧告に係る停止又は措置であるものを命ずること）ができる。

一 前条第 1 項の規定による勧告を受けた者が、同条第 2 項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかつたとき。

二 前条第 1 項の規定による勧告をしようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないとき。

三 公衆に対する危害を防止するために特に必要と認めるとき。

2 知事は、前項の措置を命じようとする場合において当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの除却を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、5 日以上 の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは知事又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示するものとする。

(許可の取消し)

第17条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

一 第10条第 1 項(同条第 3 項において準用する場合を含む。)又は第11条第 2 項の条件に違反したとき。

二 第11条第 1 項の規定に違反したとき。

三 前条第 1 項の規定による知事の命令に違反したとき。

四 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(除却した広告物又は掲出物件の保管等)

第18条 法第 8 条第 2 項の公示は、広告物又は掲出物件の保管を始めた日から起算して14日間（法第 7 条第 4 項の規定により除却された広告物については、2 日間）、次に掲げる事項を公衆の見やすい場所に掲示して行うものとする。

一 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

二 保管した広告物が表示され、又は掲出物件が設置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日

三 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日及び保管の場所

四 前 3 号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

2 知事は、保管した広告物若しくは掲出物件が、滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の公示の日から次の各号に掲げる広告物若しくは掲出物件の区分に従い当該各号に定める期間を経過して

もなお当該広告物若しくは掲出物件を返還することができない場合において、その評価した広告物若しくは提出物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

一 法第7条第4項の規定により除却された広告物（次号に掲げる広告物を除く。） 2日

二 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月

三 第1号に掲げる広告物又は前号に掲げる広告物若しくは掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間

3 前項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（立入検査等）

第19条 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（広告景観整備地区の指定等）

第19条の2 知事は、特別規制地域等又は普通規制地域等において広告物及び掲出物件を地域の良い景観に調和させることが特に必要であると認める区域を広告景観整備地区として指定することができる。

2 知事は、広告景観整備地区を指定するときは、当該広告景観整備地区における広告物の表示及び掲出物件の設置に関する広告景観整備方針（以下「整備方針」という。）を定めなければならない。

3 整備方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本的な方針に関する事項

二 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する位置に関する事項

三 広告物及び掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

4 知事は、広告景観整備地区を指定し、及び整備方針を定めようとするときは、あらかじめ、指定しようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴かななければならない。

5 知事は、広告景観整備地区を指定し、及び整備方針を定めようとするときは、あらかじめその旨を公告し、その指定の案及び整備方針の案を公告の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

6 前項の規定による公告があつたときは、当該公告に係る区域の住民並びに当該区域に存する土地の所有者及び当該区域に存する土地について地上権、賃借権その他の土地を使用する権利を有する者は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、その指定の案及び整備方針の案について知事に意見書を提出することができる。

7 知事は、広告景観整備地区を指定するときはその旨及びその区域を、整備方針を定めるときはその旨及びその内容を告示しなければならない。

8 第4項から前項までの規定は、広告景観整備地区の指定の解除及び整備方針の廃止並びに広告景観整備地区の区域又は整備方針の内容の変更について準用する。

（整備方針の遵守）

第19条の3 広告景観整備地区において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、当該広告物又は掲出物件を整備方針に適合させるよう努めなければならない。

（広告景観整備地区に係る届出）

第19条の4 広告景観整備地区において第6条第3項第1号又は第2号に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しようとする者は、景観に与える影響が軽微である場合として規則で定める場合を除き、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）

二 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する位置

三 広告物又は掲出物件の形状、面積、色彩及び意匠

四 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 一の区域が広告景観整備地区となつた際に当該区域において第 6 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置している者は、当該広告物又は掲出物件に係る前項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、景観に与える影響が軽微である場合として規則で定める場合を除き、あらかじめ、規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。
- 3 前 2 項の規定による届出をした者が当該届出に係る第 1 項第 1 号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者が当該届出に係る第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、景観に与える影響が軽微である場合として規則で定める場合を除き、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(広告景観整備地区に係る指導及び助言)

第19条の 5 知事は、広告景観整備地区において表示され、又は設置される広告物又は掲出物件が整備方針に適合せず、その地域の良好な景観の形成を図る上で支障があると認めるときは、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(処分、手続等の効力の承継)

第20条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものみなす。

(管理者等の届出)

第21条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置したときは、規則で定めるところにより、第14条の 2 第 1 項の規定により設置した、これらを管理する者の氏名及び住所を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項の管理する者の氏名若しくは住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名若しくは主たる事務所の所在地）に変更があつたとき又は当該管理する者を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、若しくは設置する者に変更があつたときは、新たに当該広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者となつた者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、その氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 5 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらが滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(許可申請手数料)

第22条 この条例の規定による許可（許可の更新を含む。）を受けようとする者は、別に条例で定めるところにより、許可申請手数料を納付しなければならない。

(屋外広告業者の登録)

第23条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第23条の 2 前条第 1 項の登録（同条第 2 項の登録の更新を含む。以下「屋外広告業者の登録」という。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を明示して、知事に屋外広告業

者の登録の申請をしなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 営業所の名称及び所在地

三 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

四 未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び役員の氏名）

五 営業所ごとに選任される第25条第1項に規定する業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 屋外広告業者の登録の申請には、登録申請者が第23条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第23条の3 知事は、屋外広告業者の登録の申請があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）に登録しなければならない。

一 前条第1項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。（登録の拒否）

第23条の4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は屋外広告業者の登録の申請の内容若しくは第23条の2第2項の書類の重要な記載事項について虚偽があり、若しくは重要な事実が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第23条の9の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

二 第23条の9の規定により登録を取り消された屋外広告業者である法人の役員であつた者（その取消の日前30日以内に当該法人の役員であつた者に限る。）で、その取消の日から2年を経過しない場合であるもの

三 第23条の9の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四 この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

五 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当する者

六 法人にあつては、その役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

七 営業所ごとに第25条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

第23条の5 屋外広告業者は、第23条の2第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る屋外広告業者が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

第23条の6 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（廃業等の届出）

第23条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、当該各号に掲げる場合に該当することとなつた日（第1号に規定する場合にあつては、その事実を知つた日）から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 個人にあつては、死亡し、又は失そうの宣告を受けた場合 戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条

の規定による届出義務者

- 二 法人にあつては、合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- 三 法人にあつては、破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人にあつては、前号に規定する場合以外の理由により解散した場合 その清算人
- 五 屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員（登録の抹消）

第23条の 8 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

- 一 第23条第 2 項の規定によりその効力を失つたとき。
- 二 前条の規定による届出があつたとき（同条の規定による届出がなく同条各号のいずれかに該当する事実が判明したときを含む。）。
- 三 次条の規定による登録の取消しをしたとき。（登録の取消し等）

第23条の 9 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。
- 二 第23条の 4 第 1 項第 2 号又は第 5 号から第 7 号までの規定のいずれかに該当することとなつたとき。
- 三 第23条の 5 第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反したとき。

（標識の掲示）

第23条の10 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

（帳簿の備付け等）

第23条の11 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。

（立入検査等）

第23条の12 知事は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者に対し、その営業について必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（登録申請手数料）

第23条の13 登録申請者は、別に条例で定めるところにより、登録申請手数料を納付しなければならない。

（講習会）

第24条 知事は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

2 知事は、規則で定めるところにより、前項の講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。

3 第 1 項の講習会を受けようとする者は、別に条例で定めるところにより、屋外広告物講習会受講手数料を納付しなければならない。

4 第 1 項の講習会の受講に係る証明書の交付を受けようとする者は、別に条例で定めるところにより、屋外広告物講習会受講証明書交付手数料を納付しなければならない。

5 前各項に定めるほか、第 1 項の講習会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（業務主任者の選任等）

第25条 屋外広告業者は、その営業所ごとに次の各号のいずれかに該当する者を業務主任者として選任しなければならない。

- 一 屋外広告士
- 二 前条第 1 項の講習会の修了者
- 三 他の都道府県、指定都市又は中核市が行う法第10条第 2 項第 3 号ロに規定する講習会の修了者

四 広告美術仕上げに係る職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者

五 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものを行うものとする。

一 この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

二 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

三 第23条の11に規定する帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること。

四 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

（屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告）

第26条 知事は、屋外広告業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

（審議会）

第27条 広告物に関する重要事項を調査審議するため、福島県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 知事は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。

一 第3条から第5条まで及び第6条第4項第4号の規定により、地域若しくは場所又は物件の指定をし、当該指定を解除し、又は当該地域若しくは場所を変更しようとするとき。

二 第6条各項、第7条及び第12条第1項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

三 第6条第4項第4号の規定により広告主の数を定め、又はこれを変更しようとするとき。

四 広告景観整備地区の指定をし、当該指定を解除し、又は当該指定の区域を変更しようとするとき。

五 整備方針を決定し、当該整備方針を廃止し、又は当該整備方針の内容を変更しようとするとき。

3 知事は、前項第4号又は第5号に掲げる場合においては、第19条の2第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により提出された意見書の内容の要旨を審議会に報告しなければならない。

4 審議会は、広告物に関する事項について、知事に建議することができる。

5 審議会の組織、委員の任期、運営その他必要な事項は、規則で定める。

（事務処理の特例）

第27条の2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、次に掲げる事務は、各市町村（福島市、会津若松市、郡山市、いわき市及び白河市を除く。）が処理することとする。

一 法第7条第3項の規定による措置及び費用の徴収

二 法第7条第4項の規定による除却

三 法第8条第1項の規定による保管

四 法第8条第4項の規定による廃棄

五 第5条、第6条第4項、第7条及び第11条第1項並びにこの条例の施行のための規則の規定による許可

六 第6条第2項、第15条第2項、第19条の4及び第21条並びにこの条例の施行のための規則の規定による届出の受理

七 第10条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による期間の決定及び条件の付加

八 第10条第3項及びこの条例の施行のための規則の規定による許可の更新

九 第11条第2項の規定による条件の付加

十 第15条の2第1項の規定による勧告

十一 第15条の2第2項の規定による公表

十二 第16条第1項の規定による命令

十三 第16条第2項の規定による除却

十四 第16条第2項ただし書の規定による告示

十五 第17条及びこの条例の施行のための規則の規定による許可の取消し

十六 第18条第1項の規定による公示

十七 第18条第2項の規定による売却及び売却代金の保管

十八 第18条第3項の規定による評価

十九 第19条第1項及びこの条例の施行のための規則の規定による報告及び資料の提出の要求並びに立入検査

二十 第19条の五の規定による指導及び助言

二十一 第26条の規定による指導、助言及び勧告（屋外広告業者の登録に係るものを除く。）

2 地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、次に掲げる事務は、会津若松市及び白河市が処理することとする。

一 法第7条第2項の規定による措置

二 法第7条第3項の規定による措置及び費用の徴収

三 法第7条第4項の規定による除却

四 法第8条第1項の規定による保管

五 法第8条第2項の規定による公示

六 法第8条第3項の規定による評価、売却及び売却代金の保管

七 法第8条第4項の規定による廃棄

（景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲）

第27条の3 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務は、会津若松市及び白河市が処理することとする。

2 会津若松市及び白河市の区域においては、第3条から第22条まで及び第26条（屋外広告業の登録に係るものを除く。）の規定は、適用しない。

（規則への委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第28条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第23条第1項の規定に違反して登録を受けずに屋外広告業を営んだ者

二 不正の手段により第23条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。）を受けた者

三 第23条の9の規定による営業の停止の命令に違反して営業した者

第29条 第16条第1項の規定による知事の命令（広告物又は掲出物件の除却に係る命令に限る。）に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第3条から第5条までの規定に違反して広告物又は掲出物件を表示し、又は設置した者

二 第11条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件の変更をした者

三 第15条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつた者

四 第16条第1項の規定による知事の命令（広告物又は掲出物件の除却に係る命令を除く。）に違反した者

五 第23条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第25条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

第30条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一 第19条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第23条の12第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第31条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

一 第23条の7の規定による届出を怠つた者

二 第23条の10の規定による標識を掲げない者

三 第23条の11の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿を保存しなかつた者又は当該帳簿に虚偽の記載をした者

（適用上の注意）

第32条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(福島県屋外広告物条例の廃止)
- 2 福島県屋外広告物条例（昭和24年福島県条例第53号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定によつてなされた許可は、当該許可の期間に限り、この条例の相当する規定によつてなされた許可とみなす。
- 4 この条例の施行の際新たに第 3 条から第 5 条まで、第 6 条第 4 項又は第 7 条の規定の適用を受けることとなる地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は広告物を掲出する物件については、この条例の施行の日から 1 年間（旧条例の規定による許可に係る従前の有効期間がこの条例の施行後 1 年を超える期間を残すものにあつては、当該許可の有効期間）は、これらの規定を適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例によつてなされた届出、申請その他の行為は、この条例の相当する規定によつてなされたものとみなす。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 7 平成14年 3 月31日までに第 5 条の許可を受けて表示され、又は設置されている広告物若しくは広告物を掲出する物件の許可の更新に係る第12条第 1 項の許可の基準の適用については、平成17年 3 月31日までの間は、なお従前の例による。
- 8 平成21年 9 月30日までに第 5 条の許可を受けて表示され、又は設置されている広告物若しくは掲出物件のうち規則で定めるものの同年10月 1 日以後に第10条第 3 項の規定による当該許可の更新又は第11条第 1 項の規定による当該許可に係る広告物若しくは掲出物件の変更（規則で定める変更に限る。）の許可を受けようとする場合における第12条第 1 項の許可の基準の適用については、なお従前の例による。
- 9 平成21年 9 月30日までに表示され、又は設置されている第 6 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定に該当する広告物又は掲出物件のうち、同年10月 1 日以後にこれらの規定の基準の変更によりこれらの規定に該当しなくなつたものであつて規則で定めるものについては、第 8 条第 3 項の規定にかかわらず、第 3 条及び第 5 条の規定は、適用しない。
- 10 平成21年 9 月30日までに第 6 条第 4 項又は第 7 条の許可を受けて表示され、又は設置されている第 6 条第 4 項第 1 号若しくは第 4 号又は第 7 条第 2 号の規定に該当する広告物又は掲出物件のうち、同年10月 1 日以後にこれらの規定の基準の変更によりこれらの規定に該当しなくなつたものであつて規則で定めるものの同年10月 1 日以後に第10条第 3 項の規定による当該許可の更新又は第11条第 1 項の規定による当該許可に係る広告物若しくは掲出物件の変更（規則で定める変更に限る。）の許可を受けようとする場合におけるこれらの規定の基準の適用については、第 8 条第 4 項及び第 7 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(福島県屋外広告物許可申請等手数料条例の一部改正)
- 11 福島県屋外広告物許可申請等手数料条例（昭和36年福島県条例第55号）の一部を次のように改正する。
〔以下省略〕
(特定権利益に係る満了日の延長に関する措置)
- 12 平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う災害に関し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村（郡山市及びいわき市を除く。）の区域内に住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）を有する者に係る第 5 条、第 6 条第 4 項及び第 7 条の許可並びに第23条第 1 項の登録（平成23年 3 月11日以前に行つたものであつて許可の期間又は登録の有効期間が同日以後に満了するものに限る。）（許可の期間又は登録の有効期間が既に満了したものを含む。）に係る満了日を平成23年 9 月30日まで延長する。
- 13 知事は、前項の規定による満了日の延長の措置を平成23年10月 1 日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、前項に規定する満了日を更に延長することができる。
(期限内に履行されなかつた義務に係る免責に関する措置)
- 14 平成23年 3 月11日から同年 9 月29日までの間に履行期限が到来する第23条の 5 第 1 項の規定による届出の義務及び第23条の 7 の規定による届出の義務（以下これらを「特定義務」という。）が同月30日までに履行されたときは、当該特定義務が東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

(平成23年法律第40号) 第2条第1項に規定する東日本大震災により履行されなかつたことについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。)は問われないものとする。

- 15 前項に定める免責の措置を平成23年10月1日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、規則で、特定義務の根拠となる条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。

附 則 (平成4年条例第54号)

- 1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年条例第61号)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、平成8年6月24日(同日前に改正法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項(同法第22条第1項において読み替える場合を含む。))の規定による告示があった日)までの間は、改正前の福島県屋外広告物条例第3条第1号の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。前項に規定する都市計画区域内の用途地域内の屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件について、同項に規定する日までの間にした行為に対する同日後における罰則の適用についても、同様とする。

附 則 (平成9年条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年条例第28号)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にパーキングメーター又は路上変電塔に適法に表示され、又は設置されている広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。)又は広告物を掲出する物件については、この条例の施行の日から1月間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年条例第74号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際改正後の福島県屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第27条の2各号に掲げる事務に係る法令等(以下「法令等」という。)のそれぞれの規定により知事若しくは地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)第1条の規定による改正前の地方自治法第153条第2項の規定により知事の権限の委任を受けた者(以下「知事等」という。)がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等のそれぞれの規定により知事等に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては新条例第27条の2に規定する市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成14年条例第55号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第46号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第57号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条に1項を加える改正規定、第23条の改正規定、同条の次に12条を加える改正規定、第25条の改正規定、第26条の改正規定(「屋外広告業を営む者」を「屋外広告業者」に改める部分に限る。)、第27条の2第13号の改正規定(「勧告」の下に「(屋外広告業

者の登録に係るものを除く。)」を加える部分に限る。)、第28条の次に1条を加える改正規定、第29条の前の見出しを削る改正規定、第30条の改正規定(同条第1項第1号から第4号までの改正規定を除く。)、同条の次に1条を加える改正規定、第31条の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定並びに附則第10項の規定(以下「改正規定等」という。)は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に電力柱、電信電話柱、街路灯柱及びアーケード柱に適法に表示され、又は設置されている広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。)若しくは広告物を掲出する物件については、この条例の施行の日から3月間は、なお従前の例による。
- 3 改正規定等の施行の際現に改正前の福島県屋外広告物条例(以下「改正前の条例」という。)第23条第1項の規定に基づく届出をして屋外広告業を営んでいる者については、平成17年7月1日から6月間(当該期間内に改正後の福島県屋外広告物条例(以下「改正後の条例」という。)第23条の4第1項の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、改正後の条例第23条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による登録を受けなくても引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合において、その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。
- 4 改正規定等の施行の際現に改正前の条例第25条第1項に規定する講習会修了者等である者については、改正後の条例第25条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。
- 5 改正後の条例第23条第1項の登録の手続は、改正規定等の施行の日前においても行うことができる。
- 6 前項の規定により、改正後の条例第23条第1項の登録を申請しようとする者から、手数料を徴収する。
- 7 前項の手数料の額は、11,000円とする。
- 8 福島県屋外広告物許可申請等手数料条例(昭和36年福島県条例第55号)第4条及び第5条の規定は、附則第6項の手数料について準用する。
- 9 改正規定等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。附則第3項に規定する登録を受けなくても引き続き屋外広告業を営むことができることとされる場合における同項に規定する間にした行為に対する当該期間経過後における罰則の適用についても、同様とする。

(福島県屋外広告物許可申請等手数料条例の一部改正)

- 10 福島県屋外広告物許可申請等手数料条例の一部を次のように改正する。

〔以下省略〕

附 則 (平成20年条例第44号)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年条例第45号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年条例第27号)

この条例は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律(平成21年法律第47号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成22年4月1日)

附 則 (平成22年条例第52号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年条例第45号)

この条例は、平成23年7月1日から施行する。ただし、第2条中第3条第8号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年条例第78号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年条例第103号)

この条例は、民法等の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)の施行の日から施行する。ただし、第

23条の2の改正規定（同条第1項第4号の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

（施行の日＝平成24年4月1日）

附 則（平成27年条例第103号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第64号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第122号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第69号）

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第14条の次に2条を加える改正規定（第14条の2第2項及び第14条の3第2項に係る部分に限る。）は、令和4年7月1日から施行する。

福島県屋外広告物条例施行規則

昭和61年 7 月 4 日

福島県規則第56号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福島県屋外広告物条例（昭和61年福島県条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別規制地域等及び普通規制地域等の区分)

第 1 条の 2 特別規制地域等は、第一種特別規制地域等及び第二種特別規制地域等に区分し、それらに属する地域又は場所は、それぞれ次の表の下欄に掲げる地域又は場所とする。

区 分	地 域 又 は 場 所
第一種特別規制地域等	条例第 3 条第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域又は風致地区、同条第 2 号に規定する建造物又は史跡名勝天然記念物若しくは特別史跡名勝天然記念物、同条第 3 号に規定する建造物又は県指定史跡名勝天然記念物、同条第 4 号に規定する地域、同条第 5 号に規定する地域、同条第 6 号に規定する地域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第 5 条の規定により指定された都市計画区域（以下「都市計画区域」という。）以外の地域、条例第 3 条第 7 号に規定する地域のうち都市計画区域以外の地域、同条第10号に規定する地域及び同条第14号に規定する地域
第二種特別規制地域等	特別規制地域等のうち第一種特別規制地域等以外の地域又は場所

2 普通規制地域等は、第一種普通規制地域等及び第二種普通規制地域等に区分し、それらに属する地域又は場所は、それぞれ次の表の下欄に掲げる地域又は場所とする。

区 分	地 域 又 は 場 所
第一種普通規制地域等	普通規制地域等のうち第二種普通規制地域等以外の地域又は場所
第二種普通規制地域等	条例第 5 条第 2 号に規定する地域のうち都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた近隣商業地域又は商業地域

(特別規制地域等の指定)

第 2 条 条例第 3 条第 2 号の規則で指定する地域は、次の表の上欄の種別の建造物に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる地域とする。

種 別	地 域
重要文化財	当該建造物の最外側から水平距離300メートルの範囲内の地域
重要有形民俗文化財	当該建造物の最外側から水平距離300メートルの範囲内の地域

2 条例第 3 条第 3 号の規則で指定する地域は、福島県指定重要文化財として指定された建造物の最外側から水平距離300メートルの範囲内の地域とする。

3 条例第 3 条第 9 号の規則で指定する区域（以下「沿線指定区域」という。）は、別表第 1 の上欄に掲げる路線についてそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる区間及び区域とする。ただし、当該区間から展望できない地域及び30戸以上の家屋が連たんする地域（隣接する家屋の敷地の間の距離がそれぞれ50メートル以下であるものに限る。）のうち沿線指定区域内にある地域（以下「家屋連たん地区」という。）を除く。

4 条例第 3 条第10号の規則で指定する区域は、次の表の上欄に掲げる河川又は湖沼について同表の下欄に掲げる区域とする。

河川又は湖沼名	区 域
半田沼（桑折町）	岸から水平距離300メートルの範囲内の区域

（許可の申請）

第 3 条 条例第 5 条、第 6 条第 4 項又は第 7 条の許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類等を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、当該許可の申請が、はり紙、はり札、立看板その他の簡易広告物又は巻きたて看板若しくはそで看板に係るものである場合において、知事が必要がないと認めるときは、その書類等の全部又は一部の添付を省略することができる。

一 広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置する場所及びその周囲の状況を知り得る図面又は写真

二 広告物等の形状、寸法、材料、構造、面積、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面

（普通規制地域等の指定）

第 4 条 条例第 5 条第 1 号の規則で指定する区域は、別表第 2 の上欄に掲げる路線についてそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる区間及び区域とする。ただし、当該区間から展望できない地域を除く。

2 条例第 5 条第 3 号の規則で指定する地域又は場所は、河沼郡柳津町大字柳津地内とする。

（適用除外の基準等）

第 5 条 条例第 6 条第 1 項第 3 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 表示事項が寄贈者の氏名若しくは名称又は所在地、寄贈年月日、寄贈目的等であること。

二 表示面積が表示方向から見た場合の施設又は物件の外郭線内を一平面とみなしたものの面積の20分の1以内で、かつ、0.5平方メートル以下であること。

2 条例第 6 条第 2 項の規則で定める基準は、表示面積（広告物等の種類及び表示事項が同一のものを 2 以上連続して表示し、又は設置する場合は、それぞれの表示面積を合計した面積）が 5 平方メートル以下（官公署の庁舎に表示し、又は設置するものにあつては、50平方メートル以下）とする。

3 条例第 6 条第 3 項第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

区 分	基 準
条 例 第 6 条 第 3 項第 1 号（自己用）	一 電氣的に発光することにより常時表示の内容を変化させることができる装置（以下「電光表示装置」という。）を有しないこと（第一種特別規制地域等に限る。）。 二 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場（以下「自己の住所等」という。）の一に表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計が第一種特別規制区域等においては 5 平方メートル以下、第二種特別規制地域等又は普通規制地域等においては15平方メートル以下（電光表示装置を有する広告物等（以下「電光表示広

区 分	基 準
条例第6条第3項第1号(自己用)	告物等」という。)にあつては、電光表示装置の表示面積が7.5平方メートル以下であること。 三 地上から広告物等の上端までの高さ(以下「地上高」という。)が当該広告物等を表示し、又は設置する自己の住所等に存する建物の高さ(2以上の建物が存する場合は、当該建物の高さのうち最大の高さとする。以下同じ。)の5分の6以内(第二種特別規制地域等又は普通規制地域等においては、2分の3以内(電光表示広告物等にあつては、2分の3以内、かつ、地上から当該電光表示装置の電光表示装置の上端までの高さ(2以上の電光表示装置を有する場合は、地上から当該電光表示装置の上端までの高さのうち最大の高さとする。以下同じ。))が当該建物の高さを超えないもの))であること。 四 表示面積の2分の1を超えてマンセル値(表色系)の彩度(以下「彩度」という。)が第一種特別規制地域等においては8を、第二種特別規制地域等又は普通規制地域等においては12を超える色彩を使用しないこと。 五 電光表示広告物等にあつては、道路上に突き出さないこと。
条例第6条第3項第2号(管理用)	一 電光表示装置を有しないこと。 二 表示事項が管理者の氏名若しくは名称、住所若しくは連絡先又は管理のための注意事項であること。 三 表示面積が5平方メートル以下であること。 四 表示面積の2分の1を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては8を、第二種特別規制地域等又は普通規制地域等においては12を超える色彩を使用しないこと。
条例第6条第3項第3号(公共的目的用)	一 一面の表示面積が2平方メートル以下(道標にあつては、1平方メートル以下)であること。 二 表示面積の2分の1を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては8を、第二種特別規制地域等又は普通規制地域等においては12を超える色彩を使用しないこと。
条例第6条第3項第6号(自動車等用)	一 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。 二 次のいずれかに該当すること。 ア 表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 イ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するものであること。

4 条例第6条第4項第1号から第3号までの規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

区 分	基 準
条例第6条第4項第1号(自己用)	一 電光表示装置を有しないこと(第一種特別規制地域等に限る。) 二 自己の住所等の一に表示し、又は設置する広告物等(条例第6条第3項第1号に該当するものを除く。)の表示面積の合計が第一種特別規制地域等においては5平方メートルを超え15平方メートル以下、第二種特別規制地域等においては30平方メートル以下(電光表示広告物等にあつては、電光表示装置の表示面積の合計

	が15平方メートル以下) であること。 三 地上高が広告物等を表示し、又は設置する自己の住所等に存する建物の高さの 5 分の 6 以内 (第二種特別規制地域等においては、2 分の 3 以内 (電光表示広告物等にあつては、2 分の 3 以内、かつ、地上から当該電光表示広告物等の電光表示装置の上端までの高さが当該建物の高さを超えないもの) であること。 四 表示面積の 2 分の 1 を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては 8 を、第二種特別規制地域等においては12を超える色彩を使用しないこと。 五 電光表示広告物等にあつては、道路上に突き出さないこと。
条例第 6 条第 4 項第 2 号 (公共的目的用)	一 一面の表示面積が 2 平方メートルを超え 5 平方メートル以下 (道標にあつては、1 平方メートルを超え 2 平方メートル以下) であること。 二 表示面積の 2 分の 1 を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては 8 を、第二種特別規制地域等においては12を超える色彩を使用しないこと。
条例第 6 条第 4 項第 3 号 (自動車等用)	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。

5 条例第 6 条第 4 項第 4 号の規則で定める広告主の数、地域及び基準は、次のとおりとする。

一 広告主の数 5 人以上であること。

二 地 域 次に掲げる地域とする。

- ア 一般国道49号の耶麻郡猪苗代町大字山潟字酸元沢山1048番 2 地先から同町大字山潟字田子沼1041番12地先までの区間の接続地域で、一般国道49号の道路用地の境界線から両側50メートル以内の地域
- イ 耶麻郡猪苗代町大字翁沢のうち一般国道49号及び町道蟹沢線に囲まれた地域で、一般国道49号及び町道蟹沢線の道路用地を除いた地域

三 基 準 次に掲げる基準とする。

ア 電光表示装置を有しないこと。

イ 一面の表示面積が第一種特別規制地域等においては12平方メートル以下、第二種特別規制地域等においては30平方メートル以下で、かつ、一人当たりの表示面積が第一種特別規制地域等においては 2 平方メートル以下、第二種特別規制地域等においては 5 平方メートル以下であること。

ウ 地上高が第一種特別規制地域等においては 6 メートル以下、第二種特別規制地域等においては13メートル以下であること。

エ 表示面積の 2 分の 1 を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては 8 を、第二種特別規制地域等においては12を超える色彩を使用しないこと。

6 条例第6条第5項第1号及び第2号の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

区 分	基 準
条例第6条第5項第1号(自己用)	一 電光表示装置を有しないこと。 二 表示し、又は設置する広告物等の表示面積の合計が5平方メートル以下（第一種特別規制地域等以外の地域における条例第4条第1項第7号及び第9号に掲げる物件については、15平方メートル以下）であること。 三 表示面積の2分の1を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては8を、第一種特別規制地域等以外の地域においては12を超える色彩を使用しないこと。
条例第6条第5項第2号(管理用)	一 電光表示装置を有しないこと。 二 表示事項が管理者の氏名若しくは名称、住所若しくは連絡先又は管理のための注意事項であること。 三 表示面積が5平方メートル以下であること。 四 表示面積の2分の1を超えて彩度が第一種特別規制地域等においては8を、第一種特別規制地域等以外の地域においては12を超える色彩を使用しないこと。

7 条例第6条第6項の規則で定める基準は、次の表のとおりとする。

種 類	基 準
はり紙又ははり札等	一 表示期間並びに表示者の氏名及び住所が明示されること。 二 表示面積が1平方メートル以下であること。
立看板等	一 表示期間並びに表示者の氏名及び住所が明示されること。 二 表示面積が2平方メートル以下であること。

(国又は地方公共団体の届出)

第6条 条例第6条第2項の規定による届出は、屋外広告物表示(設置)届(様式第2号)に次に掲げる書類等を添付して、知事に提出して行うものとする。ただし、知事が必要がないと認めるときは、その書類等の全部又は一部の添付を省略することができる。

- 一 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその周囲の状況を知り得る図面又は写真
- 二 広告物等の形状、寸法、材料、構造、面積、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面
(沿線指定区域における適用除外の基準)

第7条 条例第7条各号の規則で定める基準は、別表第3に定めるとおりとする。

(許可の基準等)

第8条 条例第10条第1項及び第12条第1項の許可の期間及び許可の基準は、別表第4に定めるとおりとする。
(経過措置)

第8条の2 第二種特別規制地域等である一の地域又は場所が第一種特別規制地域等となる際現に当該地域又は場所において適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該地域又は場所が第一種特別規制地域等となつた日から3年間は、なお従前の例による。

2 第二種普通規制地域等である一の地域又は場所が第一種普通規制地域等となる際現に当該地域又は場所において適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該地域又は場所が第一種普通規制地域等となつた日から3年間は、なお従前の例による。

(許可の更新の申請)

第9条 条例第10条第3項の許可の更新を受けようとする者は、屋外広告物許可更新申請書(様式第3号)に許可の更新を受けようとする広告物等の現状を示す書類等を添付して、許可の期間の満了前1月までに知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要がないと認めるときは、その書類等の添付を省略することができる。

(変更の許可の申請)

第10条 条例第11条第1項の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更許可申請書(様式第4号)に第3条第2号に掲げる書類等を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、知事が必要がないと認めるときは、その書類等の全部又は一部の添付を省略することができる。

(軽微な変更)

第11条 条例第11条第1項の規則で定める軽微な変更は、広告物等の表示事項、色彩、意匠、形状、大きさ及び構造に変更を加えない程度の塗り替え、補強又は修繕とする。

(許可証票等)

第12条 条例第13条第1項の規則で定める許可証票は様式第5号のとおりとし、許可の押印及び打刻印は様式第6号及び様式第7号のとおりとする。

(管理者の設置が不要な広告物等)

第12条の2 条例第14条の2第1項ただし書の規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

- 一 はり紙
- 二 はり札等
- 三 立看板等
- 四 広告旗
- 五 広告幕
- 六 気球利用広告物
- 七 自動車又は電車に表示する広告物
- 八 建物の外壁面に表示する広告物
- 九 条例第6条第1項に規定する広告物等
- 十 条例第6条第2項に規定する広告物等

(有資格者が管理する広告物等)

第12条の3 条例第14条の2第2項の規則で定める広告物等は、地上から広告物等の上端までの距離が4メートルを超えるものとする。

(有資格者)

第12条の4 条例第14条の2第2項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士
- 二 条例第25条第1項第4号に規定する者
- 三 知事が認める団体が公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する技能講習を修了した者
- 四 前各号に掲げる者のほか知事が適当と認める者

(点検)

第12条の5 点検は、広告物等の種類及び特性に応じて、基礎部及び上部構造のぐらつき、支持部及び取付部の腐食又は変形、広告板の腐食、破損又は変形、照明装置の破損その他知事が別に定める項目について行うものとする。

2 第12条の2の規定は、条例第14条の3第1項ただし書の規則で定める広告物等について準用する。

3 第12条の3の規定は、条例第14条の3第2項の規則で定める広告物等について準用する。

4 前条の規定は、条例第14条の3第2項の規則で定める者について準用する。

(除去の届出)

第13条 条例第15条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却届(様式第8号)を知事に提出して行うも

のとする。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第13条の2 条例第18条第2項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により売却することができる。

(保管した広告物等を返還する場合の手続)

第13条の3 法第8条第1項の規定により保管した広告物等(条例第18条第2項の規定により保管した売却代金を含む。以下この条において同じ。)を返還するときは、返還を受ける者にその者が保管した広告物等の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者であることを証明させ、かつ、受領書(様式第8号の2)と引換えに返還するものとする。この場合において、返還を受ける者が口座振替による返還を申し出たときは、口座振替の方法により返還するものとする。

2 前項後段の口座振替による返還の申出は、口座振替依頼書(様式第8号の3)を知事に提出して行うものとする。

(身分証明書)

第14条 条例第19条第2項の身分を示す証明書は、様式第9号のとおりとする。

(広告景観整備地区に係る届出等)

第14条の2 条例第19条の4第1項又は第2項の規定による届出は、広告景観整備地区屋外広告物表示(設置)届(様式第9号の2)を知事に提出して行うものとする。

2 条例第19条の4第1項、第2項及び第4項の規則で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 表示面積が2平方メートル以下の広告物等を表示し、又は設置する場合
- 二 広告物等の種類がはり紙、はり札、立看板その他の簡易広告物である場合

3 条例第19条の4第3項の規定による届出は、広告景観整備地区屋外広告物表示者(設置者)変更届(様式第9号の3)を知事に提出して行うものとする。

4 条例第19条の4第4項の規定による届出は、広告景観整備地区屋外広告物変更届(様式第9号の4)を知事に提出して行うものとする。

(管理者等の届出)

第15条 条例第21条第1項の規定による届出は、屋外広告物管理者設置届(様式第10号)を知事に提出して行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定による届出は、屋外広告物管理者変更届(様式第10号の2)を知事に提出して行うものとする。

3 条例第21条第3項の規定による届出は、屋外広告物表示者(設置者)変更届(様式第11号)を知事に提出して行うものとする。

4 条例第21条第4項の規定による届出は、屋外広告物表示者(設置者)氏名等変更届(様式第12号)を知事に提出して行うものとする。

5 条例第21条第5項の規定による届出は、屋外広告物滅失届(様式第13号)を知事に提出して行うものとする。

(登録の申請等)

第16条 条例第23条の2第1項の規定による登録の申請は、屋外広告業者登録申請書(様式第14号)を知事に提出して行うものとする。

2 条例第23条の2第2項に規定する書面は、誓約書(様式第15号)とする。

3 条例第23条の2第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 登録申請者が個人であるときは、次のアからウまでに掲げる場合に応じ、当該アからウまでに定める書類
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 登録申請者の略歴書(様式第15号の2)
イ 登録申請者が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が個人である場合 登録申請者及びその法定代理人の略歴書
ウ 登録申請者が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が

法人である場合 登録申請者及びその法定代理人の役員（条例第23条の 2 第 1 項第 3 号に規定する役員をいう。以下同じ。）の略歴書並びに当該法定代理人の登記事項証明書

二 登録申請者が法人であるときは、次のアからウまでに掲げる場合に応じ、当該アからウまでに定める書類
ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 登録申請者の登記事項証明書及びその役員の略歴書

イ 役員が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が個人である場合 登録申請者の登記事項証明書並びに役員及び法定代理人の略歴書

ウ 役員が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法人である場合 登録申請者の登記事項証明書、役員及びその法定代理人の役員の略歴書並びに当該法定代理人の登記事項証明書

三 業務主任者略歴書（様式第15号の 3）

四 業務主任者が条例第25条第 1 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

4 条例第23条の 3 第 1 項に規定する屋外広告業者登録簿（以下「屋外広告業者登録簿」という。）は、様式第15号の 4 のとおりとする。

5 条例第23条の 5 第 1 項の規定による届出は、屋外広告業変更届（様式第16号）に、次の各号に掲げる事項の変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付し、知事に提出して行うものとする。

一 条例第23条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事項のうち氏名又は名称に係る変更 個人にあつては戸籍の抄本又はこれに代わる書面、法人にあつては登記事項証明書

二 条例第23条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事項のうち所在地に係る変更 登記事項証明書（法人である場合に限る。）

三 条例第23条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書

四 条例第23条の 2 第 1 項第 3 号に規定する役員の変更 登記事項証明書並びにその役員の略歴書及び誓約書

五 条例第23条の 2 第 1 項第 4 号に規定する法定代理人の変更 第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる書類及び誓約書

六 条例第23条の 2 第 1 項第 5 号に規定する業務主任者の変更 第 3 項第 3 号及び第 4 号に掲げる書類

6 条例第23条の 7 の規定による届出は、屋外広告業者廃業等届（様式第17号）を知事に提出して行うものとする。

7 知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の 6 第 1 項に規定する本人確認情報をいう。）について、同法第30条の13第 2 項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第30条の15第 1 項第 2 号の規定によるその利用ができないときは、条例第23条第 1 項の規定による登録若しくは同条第 2 項の規定による登録の更新の申請者（以下「申請者」という。）又は条例第23条の 5 第 1 項の規定による変更の届出者（以下「届出者」という。）に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

一 申請者及び届出者（個人（当該申請者及び届出者が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、当該申請者及び届出者並びにその法定代理人（当該法定代理人が個人である場合に限る。）を含む。）である場合に限る。）

二 役員（申請者又は届出者が法人である場合又はその者が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合における法定代理人が法人であるときに限る。）

三 営業所ごとに選任される業務主任者
（屋外広告業者登録簿の閲覧）

第16条の 2 屋外広告業者登録簿の閲覧所（第 3 項において「閲覧所」という。）は、福島県土木部都市総室都市計画課内に設ける。

2 屋外広告業者登録簿の閲覧時間は、次項の定期休日を除き、毎日午前 8 時45分から午後 5 時までとする。

3 閲覧所の定期休日は、福島県の休日定める条例（平成元年福島県条例第 7 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日とする。

- 4 屋外広告業者登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧者名簿に氏名、住所等を記入しなければならない。
- 5 前 4 項の規定にかかわらず、屋外広告業者登録簿の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合にあっては、屋外広告業者登録簿の閲覧は、インターネットを利用する方法、福島県土木部都市総室都市計画課及び知事が別に定める場所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記載されている事項を記載した書類を閲覧に供する方法により行うものとする。

(標識)

第16条の 3 条例第23条の10に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 登録年月日
- 二 営業所の名称
- 三 業務主任者の氏名

2 条例第23条の10に規定する標識は、様式第17号の 2 のとおりとする。

(帳簿の備付け等)

第16条の 4 条例第23条の11に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第 4 号に掲げる事項について、当該事項を容易に確認することができる仕様書及び図面又は写真を添付したときは、その記載を省略することができる。

- 一 注文者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 広告物等の表示又設置の場所
- 三 表示し、又は設置した広告物等の名称又は種類及び数量
- 四 表示し、又は設置した広告物等の形状、寸法、材料、構造、面積、意匠、色彩等
- 五 広告物等の表示又は設置の年月日
- 六 請負金額

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体であつて一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第 4 項において「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ営業所において明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて条例第23条の11に規定する帳簿（以下「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 帳簿は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

4 屋外広告業者は、営業所ごとに、帳簿（第 2 項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、広告物等の表示又は設置の契約の終了した日の属する事業年度の末日から 5 年間保存しなければならない。

(身分証明書)

第16条の 5 条例第23条の12第 2 項の身分を示す証明書は、様式第17号の 3 のとおりとする。

(講習会等)

第17条 条例第24条第 1 項の講習会は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 屋外広告物に関する法令
- 二 屋外広告物の表示方法に関する事項
- 三 屋外広告物の施工に関する事項

2 知事は、次に掲げる者に対しては、前項第 3 号の事項に係る講習を免除する。

- 一 建築士法第 2 条第 1 項の建築士の資格を有する者
- 二 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第 3 条の電気工事士の資格を有する者
- 三 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第 1 項の第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- 四 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて、帆布製品製造取付けに係るもの

3 知事は、講習会を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書（様式第18号）を交付するものとする。

(講習会修了相当者等の認定)

第18条 条例第25条第 1 項第 5 号の規定による認定は、次の要件を満たす者について、その者の申請に基づ

き行うものとする。

- 一 営業所における広告物等の表示又は設置に関する責任者として、申請の日において通算 5 年以上の経験を有すること。
 - 二 申請の日前 5 年間に屋外広告物に関する法令に違反したことがないこと。
- 2 前項の申請は、次に掲げる書類を添付した屋外広告物講習会修了相当者等認定申請書（様式第19号）を知事に提出して行うものとする。
- 一 履歴書
 - 二 住民票抄本
 - 三 前項各号の要件を満たす者であることを証する書面
- 3 知事は、第 1 項の認定をしたときは、申請者に対して、屋外広告物講習会修了相当者等認定証（様式第20号）を交付するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。
（施行の日＝昭和61年 8 月 1 日）
（福島県屋外広告物条例施行規則の廃止）
- 2 福島県屋外広告物条例施行規則（昭和37年福島県規則第24号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この規則の施行の日前に、旧規則の規定に基づいて提出された届出書又は申請書は、この規則の規定に基づいて提出された届出書又は申請書とみなす。
- 4 条例附則第 8 項の規則で定めるものは、屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成21年福島県規則第33号）による改正前の屋外広告物条例施行規則（第 6 項及び第 7 項において「改正前の規則」という。）別表第 4 に規定する基準に適合する電光表示広告物等であつて、簡易広告物以外のものとする。
- 5 条例附則第 8 項及び第10項の規則で定める変更は、電光表示広告物等に係る変更であつて、電光表示装置以外の部分の変更とする。
- 6 条例附則第 9 項の規則で定めるものは、改正前の規則第 5 条第 3 項に規定する基準に適合する電光表示広告物等であつて、簡易広告物以外のものとする。
- 7 条例附則第10項の規則で定めるものは、改正前の規則第 5 条第 4 項若しくは第 5 項第 3 号又は別表第 3 に規定する基準に適合する電光表示広告物等であつて、簡易広告物以外のものとする。

附 則

〔以下省略〕

附 則（平成22年規則第43号）

この規則は、平成22年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年規則第 8 号）

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、第16条第 5 項第 1 号及び第 2 号並びに同条第 7 項第 1 号の改正規定、様式第17号の改正規定並びに附則第 4 項及び附則第 5 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県屋外広告物条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）様式第14号による屋外広告業者登録申請書、様式第15号による誓約書及び様式第15号の 2 による申請者（本人・法定代理人・法人の役員）の略歴書は、改正後の福島県屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）様式第14号による屋外広告業者登録申請書、様式第15号による誓約書及び様式第15号の 2 による申請者（本人・法定代理人（個人・法人の役員）・法人の役員）の略歴書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式（様式第17号を除く。）による用紙は、所要の調整をして使用することができる。
- 4 附則第 1 項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に提出されている改正前の規則様式第17号による屋外広告業者廃業等届は、改正後の規則様式第17号による屋外広告業者廃業等届とみなす。

5 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に作成されている改正前の規則第17号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成25年規則第49号）

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第47号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。ただし、別表第2の1の表県道喜多方西会津線の項の改正規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第82号）

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

附 則（平成27年規則第86号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第93号）

この規則は、平成28年3月31日から施行する。

附 則（平成30年規則第45号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第51号）

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第5号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

この規則の施行の日から起算して6月間は、改正前の福島県屋外広告物条例施行規則様式第3号による屋外広告物許可申請書は、この規則による様式の改正にかかわらず使用することができる。

附 則（令和2年規則第57号）

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第65号）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第77号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第12条の次に4条を加える改正規定（第12条の3、第12条の4、第12条の5第3項及び第4項に係る部分に限る。）及び第17条第2項第1号の改正規定並びに様式第3号の改正規定（同様式注4中「すること。」の下に「なお、地上から広告物等の上端までの距離が4mを超える広告物等に係る点検者については、点検者の資格の欄に掲げる1、2、3又は8のいずれかの資格を有する必要がある（福島県屋外広告物条例施行規則第12条の4第4号に該当する者についてはこの限りでない。）。」を加える部分に限る。）、様式第10号及び様式第10号の2の改正規定については、令和4年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 道路

路 線 名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	西白河郡西郷村大字小田倉字備前70番地先（栃木県境）	伊達郡国見町大字貝田字荒井20番地先（宮城県境）	道路用地の境界線から両側500メートル以内の区域
高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線	田村郡小野町大字夏井字石戸屋（国有林115林班へ3小班）（いわき市境）	耶麻郡西会津町宝坂大字屋敷字黒森山2409番10地先（新潟県境）	道路用地の境界線から両側500メートル以内の区域
高速自動車国道常磐自動車道	双葉郡広野町大字夕筋字永沢141番A地先（いわき市境）	相馬郡新地町大字福田字新田66番2地先（宮城県境）	道路用地の境界線から両側500メートル以内の区域
一般国道49号	耶麻郡猪苗代町大字山潟字酸元沢山1048番2地先（郡山市境）	耶麻郡猪苗代町大字山潟字北場82番14地先（磐越西線上戸跨線橋）	道路用地の境界線から両側50メートル以内の区域
	耶麻郡猪苗代町大字山潟字北場82番14地先（磐越西線上戸跨線橋）	耶麻郡猪苗代町大字翁沢字戸ノロ（会津若松市境 銀の橋）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
一般国道115号	耶麻郡猪苗代町字津金沢43番2地先（猪苗代町道本町今泉線交差点）	耶麻郡猪苗代町大字堅田字宮西1070番1地先（国道49号交差点）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
	相馬市栗津字長沢89番1地先（相馬インターチェンジ入口）	伊達郡霊山町下小国字山岸13番1地先（霊山インターチェンジ出口）	道路用地の境界線から両側500メートル以内の区域
	伊達市堂ノ内23番1地先（伊達桑折インターチェンジ入口）	伊達郡桑折町大字松原字中島41番地先（桑折ジャンクション）	
一般国道118号	岩瀬郡天栄村大字牧之内（71林班イ小班）（金王橋）	南会津郡下郷町大字小沼崎字水沢山1589番1地先（会津若松市境）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
一般国道121号	南会津郡下郷町大字湯野上字大道通り522番1地先（国道118号交差点）	南会津郡下郷町大字豊成字頓平5734番2地先（会津線刈合跨道橋）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
	喜多方市関柴町上高嶺字割田1704番1地先（喜多方インターチェンジ入口）	河沼郡湯川村大字湊字前田63-1地先（村道浜崎高瀬笈川線交差点）	
一般国道252号	南会津郡只見町大字田子倉字鬼面山（新潟県境）	大沼郡金山町大字滝沢字平大山2535番12地先（只子沢橋）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
一般国道289号	南会津郡下郷町大字南倉沢字猪番場平841番1地先（柄沢橋）	西白河郡西郷村大字真船字蒲日向126番1地先（川谷小学校前）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
	南会津郡只見町大字叶津字木ノ根山（只見柳津県立自然公園入口）	南会津郡只見町大字櫛戸字館ノ川1586番1地先（常盤橋）	
一般国道352号	南会津郡檜枝岐村字燧ヶ岳2297番2地先（新潟県境）	南会津郡檜枝岐村字燧ヶ岳1番241地先（七入橋）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
一般国道459号	二本松市塩沢字茱萸塚山国有林（20林班に小班）（福島市境）	二本松市萩坂221番3地先（萩坂交差点）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
県道猪苗代湖南線	耶麻郡猪苗代町大字山潟字浜志田1855番153地先（国道49号交差点）	耶麻郡猪苗代町大字山潟字加賀浜山4686番地先（郡山市境）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域

路 線 名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
県道沼田檜枝岐線	南会津郡檜枝岐村尾瀬岳国有林47林班の小班（沼山駐車場）	南会津郡檜枝岐村尾瀬岳国有林62林班よ 2 小班（国道352号交差点）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
県道中ノ沢熱海線	耶麻郡猪苗代町大字若宮字村東丙704番 2 地先（有料道路料金所）	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字ホナリ乙3697番36地先（郡山市境）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
県道本宮土湯温泉線	安達郡大玉村大字大山字前皿久保39番地先（不動滝橋）	二本松市岳温泉 2 丁目56番 1 地先（国道459号交差点）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
県道白河羽鳥線	岩瀬郡天栄村大字羽鳥字一本木（119林班ホ小班）（西郷村境）	岩瀬郡天栄村大字羽鳥字行人塚 9 番 1 地先（国道118号交差点）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
県道相馬亘理線	相馬郡新地町大字今泉字浜畑114番 1 地先（地藏川浜畑橋北側）	相馬郡新地町大字大戸浜字小沢北 7 番 1 地先（町道前田西線交差点）	道路用地の境界線から海浜側100メートル以内の区域
	相馬郡新地町大字埴木崎字埴浜112番 1 地先（町道埴浜線交差点）	相馬郡新地町大字埴木崎字磯山200番 1 地先（宮城県境）	
県道下郷会津本郷線	南会津郡下郷町大字大内字七ッ橋地内（県道湯ノ上会津高田線交差点）	大沼郡会津美里町氷玉字縫前84番 2 地先（県道会津高田上三寄線交差点）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
県道原町海老相馬線	南相馬市鹿島区北海老字磯ノ上10番地先（市道東61号線交差点）	南相馬市鹿島区北海老字磯ノ上 1 番 1 地先	道路用地の境界線から海浜側100メートル以内の区域
県道矢吹小野線	西白河郡矢吹町赤沢290番地先（矢吹インターチェンジ入口）	田村郡小野町大字小野新町字馬番88番 9 地先（小野インターチェンジ出口）	道路用地の境界線から両側500メートル以内の区域
	石川郡玉川村大字南須釜字中窪92番 3 地先（県道矢吹小野線現道・旧道分岐点）	石川郡玉川村大字蒜生字羽根石78番 1 地先（国道118号交差点）	
県道湯ノ上会津高田線	南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲 1 番 1 地先（国道121号交差点）	南会津郡下郷町大字大内字七ッ橋地内（県道下郷会津本郷線交差点）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
県道高陞田島線	南会津郡下郷町大字高陞字寄神乙1673番 2 地先（国道118号交差点）	南会津郡下郷町大字塩生字上ノ原1215番12地先（国道289号交差点）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
県道古殿須賀川線	石川郡玉川村大字南須釜字兎田50番 2 地先（県道矢吹小野線交差点）	須賀川市和田字番屋62番 1 地先（国道118号交差点）	道路用地の境界線から両側500メートル以内の区域
県道福島空港西線	石川郡玉川村大字竜崎字四斗蒔39番 1 地先（国道118号交差点）	石川郡玉川村大字北須釜字鰯田49番 17地先（県道古殿須賀川線交差点）	道路用地の境界線から両側500メートル以内の区域
県道米沢猪苗代線	耶麻郡猪苗代町字新堀田東7079番14地先（県道米沢猪苗代線分岐点）	耶麻郡猪苗代町字五百苺 4 番地先（国道115号交差点）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域
県道岳温泉大玉線	安達郡大玉村大字玉井字長久保65番地先（林道安達太良線交差点）	安達郡大玉村大字玉井字長久保65番地先（ふくしま県民の森オートキャンプ場入口）	道路用地の境界線から両側100メートル以内の区域

路 線 名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
市道（須賀川市） 2—24号線	須賀川市大栗字団子石80番3地先（須賀川テクニカル・リサーチガーデン入口）	須賀川市雨田字松ヶ作251番地先（県道古殿須賀川線跨道橋）	道路用地の境界線から両側 100メートル以内の区域
町道（矢吹町）中畑 新田大和久線	西白河郡矢吹町赤沢459番地先（松並木北端）	西白河郡矢吹町赤沢451番地先（泉崎村境）	道路用地の境界線から両側 50メートル以内の区域
村道（泉崎村）踏瀬 町中線	西白河郡泉崎村大字踏瀬字坂下2番地先（矢吹町境）	西白河郡泉崎村大字踏瀬字赤沢山4番6地先（松並木南端）	道路用地の境界線から両側 50メートル以内の区域
町道（猪苗代町）堅 田五百苅線	耶麻郡猪苗代町大字堅田字門上1172番1地先（国道49号交差点）	耶麻郡猪苗代町大字千代田字千代田181番1地先（千代田横断歩道橋）	道路用地の境界線から両側 100メートル以内の区域
町道（新地町）埴浜 線	相馬郡新地町大字谷地小屋字北畑70番6地先（砂子田川 曙橋北側）	相馬郡新地町大字埴木崎字埴浜112番1地先（県道相馬亘理線交差点）	道路用地の境界線から海浜 側100メートル以内の区域
市道（南相馬市）東 61号線	南相馬市鹿島区南右田字大古内57番2地先（真野川 真島橋北側）	南相馬市鹿島区北海老字北町1番地先（市道東244号線交差点）	道路用地の境界線から両側 100メートル以内の区域
	南相馬市鹿島区北海老字北町1番地先（市道東244号線交差点）	南相馬市鹿島区北海老字磯ノ上10番地先（県道原町海老相馬線交差点）	道路用地の境界線から海浜 側100メートル以内の区域
林道（桑折町）南半 田赤坂線	伊達郡桑折町大字南半田字北木ノ下73番1地先（桑折町都市計画区域境）	伊達郡国見町大字泉田字二階平1番14地先（桑折町境）	道路用地の境界線から両側 100メートル以内の区域
林道（桑折町）半田 山北口線	伊達郡桑折町大字北半田字戸沢町31番2地先（町道半田沼線交差点）	伊達郡桑折町大字北半田字大平20番地先（林道南半田赤坂線交差点）	道路用地の境界線から両側 100メートル以内の区域
林道（大玉村）安達 太良線	安達郡大玉村大字大山字大皿久保63番4地先（県道本宮土湯温泉線交差点）	安達郡大玉村大字玉井字額石外13国有林7林班え3小班（県道岳温泉大玉線交差点）	道路用地の境界線から両側 100メートル以内の区域

注 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）、会津若松市及び白河市の区域を除く。

2 鉄道

路 線 名	区 間	区 域
東北新幹線	全区間	鉄道用地の境界線から両側500メートルの地域
その他の路線	全区間	鉄道用地の境界線から両側100メートルの地域

注 都市計画法第5条に規定する都市計画区域、中核市、会津若松市及び白河市の区域を除く。

別表第2（第4条関係）

1 道路

路 線 名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線	西白河郡西郷村大字小田倉字備前70番地先（栃木県境）	伊達郡国見町大字貝田字荒井20番地先（宮城県境）	道路用地の境界線から両側1,000メートル以内の区域
高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線	田村郡小野町大字夏井字石戸屋（国有林115林班へ3小班）（いわき市境）	耶麻郡西会津町宝坂大字屋敷字黒森山2409番10地先（新潟県境）	
高速自動車国道常磐自動車道	双葉郡広野町大字夕筋字永沢141番A地先（いわき市境）	相馬郡新地町大字福田字新田66番2地先（宮城県境）	
一般国道4号	西白河郡西郷村大字小田倉字黒川西23番地先（栃木県境）	伊達郡国見町大字貝田字松村39番地先（宮城県境）	
一般国道6号	双葉郡広野町大字夕筋字永沢76番1地先（いわき市境）	相馬郡新地町大字埴木崎14番7地先（宮城県境）	
一般国道49号	石川郡平田村大字鴉子字札場80番地先（いわき市境）	耶麻郡西会津町大字宝坂字高反乙477番2地先（新潟県境）	
一般国道114号	伊達郡川俣町大字羽田字藤平54-3地先（福島市境）	双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田3番1地先（国道6号交差点）	
一般国道115号	相馬市中村塚の町6番1地先（国道6号交差点）	耶麻郡猪苗代町大字堅田字宮西1070番1地先（国道49号交差点）	
	相馬市栗津字長沢89番1地先（相馬インターチェンジ入口）	伊達郡霊山町下小国字山岸13番1地先（霊山インターチェンジ出口）	
	伊達市堂ノ内23番1地先（伊達桑折インターチェンジ入口）	伊達郡桑折町大字松原字中島41番地先（桑折ジャンクション）	
一般国道118号	東白川郡矢祭町大字内川字石原道下91番1地先（茨城県境）	南会津郡下郷町大字小沼崎字水沢山1589-1（小沼崎トンネル入口）	
一般国道121号	喜多方市熱塩加納町熱塩字松沢山国有林喜多方事業区61林班ほ小班先（山形県境）	南会津郡南会津町糸沢字団子石3316番1地先（栃木県境）	
	喜多方市関柴町上高嶺字割田1704番1地先（喜多方インターチェンジ入口）	河沼郡湯川村大字湊字前田63-1地先（村道浜崎高瀬笈川線交差点）	
一般国道252号	南会津郡只見町大字田子倉字鬼面山（新潟県境）	河沼郡会津坂下町大字坂本字窪甲578-1地先（国道49号交差点）	
一般国道288号	田村郡三春町大字下舞木字間明田6番3地先（郡山市境）	双葉郡双葉町大字新山字下条98番1地先（国道6号交差点）	
	田村郡三春町大字山田字カブキ75番2地先（郡山市境）	田村郡三春町大字熊耳字神山63番2地先（町道南原芹ヶ沢込木綿交差点）	
一般国道289号	南会津郡只見町大字叶津字木ノ根山729番2地先（新潟県境）	東白川郡鮫川村大字渡瀬字青生野地内（いわき市境）	
一般国道294号	岩瀬郡天栄村大字大里字柿久保地先（村道南沢・田内線交差点）	須賀川市長沼町大字勢至堂字風出森1地先（郡山市境）	

路 線 名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
一般国道349号	東白川郡矢祭町大字大坑字明神19番 6 地先（茨城県境）	東白川郡矢祭町大字宝坂字川又 7 番 1 地先（埴町境）	道路用地の境界線から両側 1,000メートル以内の区域
一般国道349号	田村郡小野町大字和名田字戸沢149番 地先（いわき市境）	田村郡小野町大字小野新町字中通56 番地先（県道小野四倉線交差点）	
一般国道352号	南会津郡檜枝岐村字燧ヶ岳2297番 1 地先（新潟県境）	南会津郡南会津町糸沢字団子石3316 番地先（栃木県境）	
一般国道401号	南会津郡南会津町山口字村上250番 1 地先（国道289号交差点）	南会津郡南会津町内川字上ノ原 6 番 地先（国道352号交差点）	
一般国道459号	喜多方市字柳清水3391番 1 地先（国 道121号バイパス交差点）	耶麻郡北塩原村大字桧原字黄連沢山 251番地先（県道会津若松裏磐梯線交 差点）	
	二本松市塩沢字茱黄塚山国有林（20 林班に小班）（福島市境）	二本松市岳温泉 2 丁目61番 1 地先（県 道本宮土湯温泉線交差点）	
県道猪苗代塩川線	耶麻郡猪苗代町字新町4912番 1 地先 （国道115号交差点）	喜多方市塩川町字東栄町 5 丁目 1 番 26地先（国道121号交差点）	
県道本宮熱海線	本宮市本宮字中條42番 1 地先（県道 須賀川二本松線交差点）	本宮市岩根字大坪 9 番地先（郡山市 境）	
県道白河石川線	西白河郡中島村大字吉岡字天王山 12-6地先（白河市境）	石川郡石川町新町55番地先（県道い わき石川線交差点）	
県道原町川俣線	南相馬市原町区高見町 1 丁目162番 1 地先（国道 6 号交差点）	伊達郡川俣町中島14番 6 地先（国道 349号交差点）	
県道いわき石川線	石川郡古殿町大字松川字仁田47番 2 地先（いわき市境）	石川郡石川町長久保91番 1 地先（国 道118号交差点）	
県道猪苗代湖南線	耶麻郡猪苗代町大字山潟字浜志田 1855番153地先（国道49号交差点）	耶麻郡猪苗代町大字山潟字加賀浜山 4686番地先（郡山市境）	
県道沼田檜枝岐線	南会津郡檜枝岐村尾瀬岳（国有林47 林班る小班）（沼山駐車場）	南会津郡檜枝岐村尾瀬岳（国有林62 林班よ 2 小班）（国道352号交差点）	
県道喜多方西会津線	喜多方市岩月町宮津字西田窪5384番 4 地先（国道121号交差点）	耶麻郡西会津町野沢字南松原甲1028 番77地先（国道49号交差点）	
県道船引大越小野線	田村市船引町船引字館柄前河111番地 先（国道288号交差点）	田村郡小野町大字小野新町字仲町41 番地先（国道349号交差点）	
県道中ノ沢熱海線	耶麻郡猪苗代町大字若宮字村東丙704 番 2 地先（有料道路料金所）	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字ホナリ乙 3697番36地先（郡山市境）	
県道本宮三春線	本宮市本宮字館町219番 2 地先（国道 4 号交差点）	田村郡三春町字大町43番 3 地先（国 道288号交差点）	
県道本宮土湯温泉線	本宮市本宮字戸崎73番地先	二本松市岳温泉 2 丁目56番 1 地先（国 道459号交差点）	

路 線 名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
県道会津坂下河東線	河沼郡会津坂下町字市中 3 番甲3667番 1 地先 (国道49号交差点)	河沼郡湯川村大字佐野目字佐野北65-1地先 (国道49号交差点)	道路用地の境界線から両側1,000メートル以内の区域
県道相馬浪江線	相馬市中村字塚の町 6 番 1 地先 (国道 6 号交差点)	双葉郡浪江町大字室原字小萱21番地先 (国道114号交差点)	
県道棚倉矢吹線	東白川郡棚倉町大字棚倉字清戸作 1 番 1 地先 (国道118号交差点)	西白河郡矢吹町北町68番 1 地先 (国道 4 号交差点)	
県道郡山長沼線	須賀川市守屋字源田原126番地先 (郡山市境)	須賀川市長沼字金山113番地先 (国道118号交差点)	
県道郡山矢吹線	須賀川市舘ヶ岡字四十坦48番11地先 (郡山市境)	西白河郡矢吹町滝八幡169番地先 (国道 4 号交差点)	
県道郡山大越線	田村郡三春町大字齊藤字三本木273番 1 地先 (郡山市境)	田村市大越町下大越字川向213番地先 (県道船引大越小野線交差点)	
県道会津若松裏磐梯線	耶麻郡磐梯町大字磐梯字川向4049番 5 地先 (県道猪苗代塩川線交差点)	耶麻郡磐梯町大字更科字清水平6842番地先 (磐梯朝日国立公園境)	
県道白河羽鳥線	岩瀬郡天栄村大字羽鳥字一本木 (119 林班ホ小班) (西郷村境)	岩瀬郡天栄村大字羽鳥字行人塚 9 番 1 地先 (国道118号交差点)	
県道湯ノ上会津高田線	南会津郡下郷町大字湯野上字大道通甲 1 番 1 地先 (国道121号交差点)	南会津郡下郷町大字大内字七ツ橋地内 (県道下郷会津本郷線交差点)	
県道下郷会津本郷線	南会津郡下郷町大字大内字権現上363番 3 地先 (大内宿入口)	大沼郡会津美里町氷玉字縫前84番 2 地先 (県道会津高田上三寄線交差点)	
	南会津郡下郷町大字栄富字屋敷甲586番 3 地先 (国道121号交差点)	南会津郡下郷町大字大内字七ツ橋地内 (県道湯ノ上会津高田線交差点)	
県道矢吹小野線	西白河郡矢吹町赤沢290番地先 (矢吹インターチェンジ入口)	田村郡小野町大字小野新町字馬番88番 9 地先 (小野インターチェンジ出口)	
	石川郡玉川村大字南須釜字中窪92番 3 地先 (県道矢吹小野線現道・旧道分岐点)	石川郡玉川村大字蒜生字羽根石78番 1 地先 (国道118号交差点)	
県道日中喜多方線	喜多方市熱塩加納町熱塩字西沢山2134番26地先 (国道121号接続点)	喜多方市松山町鳥見山字松原131番 1 地先 (国道121号交差点)	
県道高陸田島線	南会津郡下郷町大字高陸字寄神乙1673番 2 地先 (国道118号交差点)	南会津郡下郷町大字塩生字上ノ原1215番12地先 (国道289号交差点)	
県道古殿須賀川線	石川郡玉川村大字南須釜字兎田50番 2 地先 (県道矢吹小野線交差点)	須賀川市和田字番屋62番 1 地先 (国道118号交差点)	
県道福島空港西線	石川郡玉川村大字竜崎字四斗蒔39番 1 地先 (国道118号交差点)	石川郡玉川村大字北須釜字鰐田49番17地先 (県道古殿須賀川線交差点)	

路 線 名	区 間		区 域
	始 点	終 点	
県道岳温泉大玉線	安達郡大玉村大字玉井字長久保65番地先（林道安達太良線交差点）	安達郡大玉村大字玉井字長久保65番地先（ふくしま県民の森オートキャンプ場入口）	道路用地の境界線から両側1,000メートル以内の区域
市道（須賀川市）2—24号線	須賀川市大栗字団子石80番3地先（須賀川テクニカル・リサーチガーデン入口）	須賀川市雨田字松ヶ作251番地先（県道古殿須賀川線跨道橋）	
市道（喜多方市）上岩崎大峠線	喜多方市岩月町入田付字西ノ入国有林96林班イ小班（山形県境）	喜多方市岩月町宮津字西田窪5378番4地先（国道121号交差点）	
村道（泉崎村）踏瀬町中線	西白河郡泉崎村大字踏瀬字坂下2番地先（矢吹町境）	西白河郡泉崎村大字踏瀬字赤沢山4番6地先（松並木南端）	
林道（大玉村）安達太良線	安達郡大玉村大字大山字大皿久保63番4地先（県道本宮土湯温泉線交差点）	安達郡大玉村大字玉井字額石外13国有林7林班え3小班（県道岳温泉大玉線交差点）	

注 中核市、会津若松市及び白河市の区域を除く。

2 鉄道

路 線 名	区 間	区 域
県内全線	全区間	鉄道用地の境界から両側1000メートルの地域

注 中核市、会津若松市及び白河市の区域を除く。

別表第3（第7条関係）

区 分	種 類	一 般 基 準	共 通 基 準
条例第7条第1号	巻きたて看板	1 縦の長さが1.8メートル以下であること。 2 地上から下端までの高さ（以下「下端の高さ」という。）が1.2メートル以上で、かつ、地上高が4.5メートル以下であること。	表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩又は光沢のある黒色を使用しないこと。
	そで看板	1 幅が0.5メートル以下で、かつ、縦の長さが1.2メートル以下であること。 2 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上では、2.5メートル以上）であること。 3 原則として道路の中央側に向けて表示しないこと。	
条例第7条第2号	案内広告物等	1 電光表示装置を有しないこと。 2 道路からの入口から50メートル以内の場所に2個以内でそれぞれの表示面積の合計が4平方メートル以下であり、かつ道路からの入口から150メートル以上250メートル以内の場所に2個以内でそれぞれの表示面積の合計が4平方メートル以下であること。 3 広告物等相互間の距離が2メートル以上であること。	

別表第4（第8条関係）

種 類		基 準	期 間	摘 要
簡易広告物	はり紙	建物その他の物件の壁面にはり付けて表示する場合は、表示事項が同一のものであると異なるものであるとを問わず、連続して表示されたはり紙の表示面積の合計が1平方メートル以下であること。	1月以内	ポスター又はちらしの類で、主として紙製のもので、建物、掲示板等にはり付けて表示するもの
	はり札等	1 表示面積が0.5平方メートル以下であること。 2 建物その他の物件の壁面に表示する場合は、表示事項が同一のものであると異なるものであるとを問わず、連続して表示されたはり札等の表示面積の合計が1平方メートル以下であること。	1月以内	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに広告物をはり、容易に取りはずせる状態で工作物等に取り付けて表示するもの又はこれに類するもの
	立看板等	1 高さが3メートル以下であること。 2 表示面積が5平方メートル以下であること。	3月以内	木枠に紙張り若しくは布張りをしたもの又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに広告物をはり、容易に取りはずせる状態で立て、若しくは工作物等に立て掛けて表示するもの又はこれらに類するもの（これらを支える台を含む。）
	広告幕	1 建物その他の物件の壁面を利用して表示する場合は、幅が1.8メートル以下で、かつ、長さが20メートル以下であること。 2 道路を横断する場合は、下端の高さが4.5メートル以上（歩道上では、2.5メートル以上）であること。	1月以内	布、ビニール等の幕状のもので、建物、工作物等に両端を固定して表示するもの
	広告旗	1 面の表示面積が2平方メートル以下であること。	1月以内	容易に移動させることができる状態で立て、又は容易に取り外すことができる状態で取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）
特殊広告物	気球利用広告物	1 幅が1.5メートル以下で、かつ、縦の長さが15メートル以下であること。 2 地上から気球の先端までの垂直距離が45メートル以下であること。	1月以内	気球を利用して表示するもの
固定広告物等	電柱等利用広告物			電力柱、電信電話柱、街路灯柱等（以下「電柱等」という。）を利用して表示するもの

種 類		基 準		期 間	摘 要
固定広告物等		巻き たて 看板	1 縦の長さが1.8メートル以下であること。 2 下端の高さが1.2メートル以上で、かつ、地上高が4.5メートル以下であること。 3 表示面積の 2 分の 1 を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3 年以内	電柱等を利用して、巻き付けて表示するもの
		そで 看板	1 幅が0.5メートル以下で、かつ、縦の長さが1.2メートル以下であること。 2 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上では、2.5メートル以上）であること。 3 原則として道路の中央側に向けて表示しないこと。 4 一面の表示面積の 2 分の 1 を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3 年以内	電柱等を利用して、添架して表示するもの
	広告板				建植し、又は建物、工作物等を利用して表示し、又は設置するもの及びこれらに類するもので、柱状又は塔状以外のもの
		建植 広告 板	1 高さが13メートル以下（第二種普通規制地域等においては、20メートル以下）であること。 2 一面の表示面積が30平方メートル以下（第一種普通規制地域等における電光表示広告物等の電光表示装置にあつては、15平方メートル以下）であること。 3 道路用地の境界線から、建植広告板の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。 4 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が 3 メートル以上であること。 5 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上（東北新幹線又は高速自動車国道の接続地域では、	3 年以内	支柱を土地に定着させて設置するもの

種 類		基 準		期 間	摘 要
		建植 広告 板	200メートル以上）であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。 6 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。 7 自己用として設置するものであること（第一種普通規制地域等において電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る）。	3年以内	支柱を土地に定着させて設置するもの
		壁面 利用 広告 板	1 第一種普通規制地域等においては、一の壁面における表示面積の合計が50平方メートル以下（電光表示広告物等の電光表示装置にあつては、25平方メートル以下）で、かつ、当該壁面の面積の2分の1以下、第二種普通規制地域等においては一の壁面における電光表示広告物等の電光表示装置の表示面積の合計が50平方メートル以下で、かつ、当該壁面の面積の2分の1以下であること。 2 広告板の外郭線が当該広告板を設置する壁面からはみ出さないこと。 3 表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	建物の外壁面を利用して設置し、又は外壁面に表示するもの（壁面突出広告板であるものを除く。）
		壁面 突出 広告 板	1 表示面積が、第一種普通規制地域等においては50平方メートル以下（電光表示広告物等にあつては、電光表示装置の表示面積が25平方メートル以下）、第二種普通規制地域等における電光表示広告物等の電光表示装置にあつては50平方メートル以下であること。 2 壁面からの突き出し幅が2メートル以下で、かつ、道路上には0.5メートル以上（歩道がある場合は、1メートル以上）突き出さないこと（電光表示広告物等にあつては、道路上に突き出さないこと。）。 3 地上から電光表示装置の上端までの高さが壁面の高さを超えないこと（第一種普通規制地域等における電光表示広告物等に限る。）。	3年以内	建物の外壁面から突き出して設置するもので、当該壁面から垂直方向に向けた表示面がないもの

種 類		基 準		期 間	摘 要
		壁面 突出 広告 板	4 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上では、2.5メートル以上）であること。 5 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	建物の外壁面から突き出して設置するもので、当該壁面から垂直方向に向けた表示面がないもの
		屋上 利用 広告 板	1 電光表示装置を有しないこと。（第一種普通規制地域等に限る。）。 2 高さが第一種普通規制地域等においては10メートル以下、第二種普通規制地域等においては20メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内（第二種普通規制地域等においては、3分の2以内）であること。 3 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。 4 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	建物の屋上を利用して設置するもの
		アー ケー ド利 用広 告板	1 下端の高さが4.5メートル以上（歩道上では、2.5メートル以上）であること。 2 一面の表示面積が1平方メートル以下であること。 3 同一アーケード内においては、同種のものは同一の規格によること。 4 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	アーケードを利用して設置するもの
		車体 外面 広告 板	蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないこと。	3年以内	自動車又は電車の外面を利用して設置し、又は外面に表示するもの
	広告塔				建植し、又は建物、工作物等を利用して設置するもので、柱状又は塔状のもの
		建植 広告 塔	1 高さが13メートル以下（第二種普通規制地域等においては、20メートル以下）であること。 2 一面の表示面積が30平方メートル以下で、かつ、表示面積の合計が120平方メートル以下（電光表示広告物等にあつては、一面の電光表示装置の表示面積が15平方メートル以下で、かつ、電光表示装置の表示面積が60平方メートル以下）であること。	3年以内	支柱を土地に定着させて設置するもの

種 類		基 準		期 間	摘 要
		建植 広告 塔	3 道路用地の境界線から、建植広告塔の高さと同じ距離を離して設置すること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。 4 道路又は鉄道に対し垂直方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が3メートル以上であること。 5 道路又は鉄道に対し水平方向に並べて設置する場合、建植広告板及び建植広告塔相互間の距離が50メートル以上（東北新幹線又は高速自動車国道の接続地域では、200メートル以上）であること（家屋連たん地区及び用途地域に設置するもの又は自己用として設置するものを除く。）。 6 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。 7 自己用として設置するものであること（第一種普通規制地域等において電光表示広告物等を設置しようとする場合に限る）。	3年以内	支柱を土地に定着させて設置するもの
		屋上 利用 広告 塔	1 電光表示装置を有しないこと（第一種普通規制地域等に限る。）。 2 高さが第一種普通規制地域等においては10メートル以下、第二種普通規制地域等においては20メートル以下で、かつ、地上から設置面までの高さの2分の1以内（第二種普通規制地域等においては、3分の2以内）であること。 3 広告板の外郭線が建物の壁面の上方への延長面からはみ出さないこと。 4 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	建物の屋上を利用して設置するもの
		アーチ 広告 塔	1 電光表示装置を有しないこと。 2 脚柱以外の部分の下端の高さが4.5メートル以上（歩道上では、2.5メートル以上）であること。 3 一面の表示面積の2分の1を超えて彩度12を超える色彩を使用しないこと。	3年以内	堅牢ろうな材料を使用して製作し、道路を横断して建植するもの

福島県屋外広告業者登録様式

※実際に申請書類を作成する場合の様式は「福島県ホームページ」からダウンロードすることができます。

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41055a/seido.html>)

※申請書類作成の際は記入漏れや添付書類の過不足のないようにチェックシートを利用してください。

※ここに掲載する様式を利用して申請書類を作成する場合は、1 枠が A 4 サイズになるように拡大コピーし使用してください。

書 面			個人		未成年者		法人	
			新規	更新	新規	更新	新規	更新
1	登録申請書 (様式第14号)	収入証紙(11,000円)貼付						
2		日付記入						
3		住所、氏名記入、押印						
4		主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名記入、法人印						
5		登録の種類選択						
6		役員の氏名、役職名記入						
7		法定代理人の住所、氏名記入						
8		登録年月日、登録番号記入						
9		他都道府県知事、指定都市の長、中核市の長の登録状況記入(該当者のみ)						
10		営業所(*1)の名称、所在地、業務主任者の氏名記入(必須項目)						
11	(様式第15号) 誓約書	日付記入						
14		登録申請書と同一の住所、氏名記入、押印						
15		登録申請書と同一の主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名記入、法人の印押印						
16	(人・請者) 本人・法人の(本人・役員・法定代理人)の略歴書(様式第15号の2)	申請者本人の略歴書(個人事業者のみ)						
		申請者本人の略歴書に住所、氏名記入、押印						
17		法定代理人の略歴書						
		法定代理人の略歴書に住所、氏名記入、押印						
18		法人の役員全員の略歴書						
		法人の役員全員の略歴書に個人住所、氏名記入、個人印押印						
19	1(業者) 3(業務) 5(略歴) 号式歴主の第書任	申請書の業務主任者全員						
20		個人住所、氏名、個人印押印						
21		有資格者(*2)を証する書類						
22	(本) 証事登原書明項記	法人						
23		申請者						
24		法定代理人						
25		申請書の役員全員						
26		申請書の業務主任者全員						

* 1 営業所とは、広告物等の設置に関して常時請負契約を締結する等営業の場所的中心となる事務所をいう。

* 2 業務主任者の要件(条例第25条第1項各号のいずれかに該当することが必要)

- (1) 国土交通大臣の登録を受けた法人(社団法人全日本屋外広告業団体連合会(H17.3.30登録))が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 福島県知事が開催する屋外広告物講習会の修了者
- (3) 他の都道府県、指定都市又は中核市が行う屋外広告物講習会の修了者
- (4) 広告美術仕上げに係る職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
- (5) 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

様式第14号 (第16条関係)

屋外広告業者登録申請書

福島県知事

申請者住所氏名

年月日

法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり、福島県屋外広告物条例第23条第1項の規定による屋外広告業者の登録を申請します。

登録の種類	新規・更新	※登録番号	福島県第	号
氏名又は名称	※登録年月日 年 月 日			
法人にあっては、代表者の氏名				
住所又は主たる事務所の所在地	郵便番号 (-) (電話番号)			
法人にあっては、その役員	氏名	名	役職	名
未成年者である場合にあつては、その法定代理人	住所又は所在地	(電話番号)		
	氏名	名		

未成年者である場合における当該未成年者の法定代理人が法人である場合にあつては、その役員	氏名	役職	名
	年 月 日		
	福島県第		
更新にあつては、現に受けている登録の登録年月日及び登録番号	都道府県又は市の名称	登録番号	登録年月日
他の都道府県知事及び指定都市又は中核市長の登録状況			
営業所	名称		
	所在地	郵便番号 (-) (電話番号)	
	業務主任者の氏名		
営業所	名称		
	所在地	郵便番号 (-) (電話番号)	
	業務主任者の氏名		
(福島県収入証紙貼り付け欄)			
屋外広告業の届出		第	年 月 日 号

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 「新規・更新」については、不要の文字を抹消すること。
- 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、理事又はこれらに準ずる者をいう。

様式第15号の2（第16条関係）

申請者（本人・法定代理人（個人・法人の役員）・法人の役員）の略歴書

住所
氏名
(電話番号)
年 月 日生)

次のとおり相違ありません。

職 歴	期 間		職 務 内 容	勤 務 先
	年 月	年 月		
行政処分等	年	月 日	行 政 処 分 等	内 容

注

- 1 「（本人・法定代理人（個人・法人の役員）・法人の役員）」については、不要の文字を抹消すること。
- 2 「行政処分等」の欄には、屋外広告物法に基づき条例またはこれに基づき処分違反して罰金刑以上の刑に処せられた経歴又は屋外広告物法に基づき条例に基づき処分を受けた経歴について記入してください。

様式第15号（第16条関係）

誓 約 書

年 月 日

福島県知事

申請者 住 所
氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

私は、福島県屋外広告物条例第23条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

福島県屋外広告物条例（抜粋）

- (登録の拒否)
第23条の4 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第23条の2第1項の屋外広告業者の登録の申請の内容若しくは同条第2項の書類の重要な記載事項について虚偽があり、若しくは重要な事実が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
(1) 第23条の9の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
(2) 第23条の9の規定により登録を取り消された屋外広告業者である法人の役員であつた者（その取消しの日前30日以内に当該法人の役員であつた者に限る。）で、その取消しの日から2年を経過しない場合であるもの
(3) 第23条の9の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
(4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当する者
(6) 法人にあっては、その役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
(7) 営業所ごとに第25条第1項に規定する業務主任者を選任していない者

様式第15号の3 (第16条関係)

業務主任者略歴書

住所氏名
年 月 日生
(電話番号)

次のとおり相違ありません。

資 格	種 類		職 務 内 容	勤 務 先
	番 号			
	期 間	年 月 ～ 年 月		
職 歴				

様式第17号（第16条関係）

屋外広告業者廃業等届

福島県知事

届出者住所氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名（電話番号）

次のとおり、屋外広告業の廃業等をしたので、福島県屋外広告物条例第23条の7の規定により届け出ます。

屋外広告業者の氏名又は名称	年月日
廃業等の内容	年月日
1 死亡又は失踪	
2 合併による法人の消滅	
3 破産手続開始の決定による法人の解散	
4 3以外の場合による法人の解散	
5 屋外広告業の廃止	
登録番号	福島県第 号
登録年月日	年 月 日
屋外広告業者との関係	1 本人 2 戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条の規定による届出義務者（本人との続柄） 3 法人を代表する役員 4 破産管財人 5 清算人

注 「廃業等の内容」及び「屋外広告業者との関係」の欄は、該当番号を○で囲んでください。

様式第16号（第16条関係）

屋外広告業変更届

福島県知事

届出者住所氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり、福島県屋外広告物条例第23条の2第1項の規定により届け出ます。

変更内容			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
登録番号	福島県第 号		
登録年月日	年 月 日		